

令和5年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
16番	大 原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

9 番	加 藤 克 之	10番	高 橋 八重典
-----	---------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小笠原 己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	大 木 弘 己
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	服 部 朋 夫
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	安 井 幹 雄

児 童 課 長 飯 田 宏 基

産 業 振 興 課 長 上 田 忠 次

都 市 整 備 課 長 三 輪 秀 樹

学 校 教 育 課 長 田 畑 由 美 子

総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
十 四 山 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
い こ い の 里 所 長

土 木 課 長

下 水 道 課 長

生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長

中 山 義 之

神 野 忠 昭

水 谷 繁 樹

飯 塚 義 子

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 佐 野 智 雄

書 記 川 村 紀 子

議 事 課 長

田 口 邦 郎

7 議事日程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 一 般 質 問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） おはようございます。

会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） おはようございます。

3番 小久保照枝でございます。

本日、花き組合より、すてきな花を提供していただきました。爽やかにトップバッターを務めさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

1点目は認知症対策について、2点目は音声コード（ユニボイス）の普及についての2点を質問させていただきます。

まず、1点目の認知症対策について。

本年6月14日の通常国会において、公明党が一貫して推進してきました共生社会の実現を推進するための認知症基本法、いわゆる認知症の人が希望を持って暮らせるように国や自治体の取組を定めた認知症基本法が参議院本会議で成立しました。

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、厚生労働省の推計で、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になる2025年には約700万人と、高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。また、WHO（世界保健機関）によりますと、認知症の人は世界で5,500万人と推計されています。

認知症に対しては根本的な治療は確立されておらず、日本だけではなく世界共通の課題となっています。しかし、先日、8月にテレビで、高額ではありますが、エーザイ認知症薬「レカネマブ」の承認を了承しました。アルツハイマー病の進行を緩やかにする効果を証明した薬として国内初となり、これまで対症療法に限られていた認知症治療の大きな一歩となると言われています。

さて、今回成立いたしました認知症基本法では、法律の目的について、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう施策を総合的に推進すると明記しています。また、認知症の人や家族などから意見を聞いた上で計画を策定することを努力義務としています。

認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人や、その家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても同じ社会の一員として地域を共につくっていくことが必要です。

そこで質問いたします。

認知症に関する正しい知識と理解促進は本市としてどのように進めていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

認知症に対する正しい知識を周知する施策といたしましては、認知症サポーター養成講座を実施しております。本年度は12月頃に市民向けの講座を開催する予定としております。

また、認知症の正しい理解を促すパネルを作成し、まちなか交流館の2階に設置したり、毎年11月に市役所本庁舎1階で行っている「いい介護の日」パネル展におきまして、認知症についてのパネルを掲示しております。

さらに、ホームページにおいて、認知症の方の生活機能障がいの進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかをまとめた認知症ケアパスを掲載するなど、認知症についての理解促進に努めているところでございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 本年度は12月頃に市民向けの認知症講座を開催されるということ、多くの方に御参加いただけるよう周知啓発をよろしくお願いしたいと思います。

また、パネル展示や市ホームページに認知症ケアパスが掲載されているとのことでした。より多くの方に読みやすく、また関心を持って見ていただけるよう、創意工夫をしていただきたいと思います。

次に、家族や地域において、認知症に関する相談窓口としてはどこへ相談に行けばいいの

か、またどのような機関があるのか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市の認知症に関する相談窓口といたしましては弥富市地域包括支援センターがあり、その業務を海南病院に委託して運営しております。

なお、地域包括支援センターにはもう一つの相談窓口といたしまして、総合福祉センター内に北相談窓口を設けておるところでございます。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されており、専門性を生かして相談をお受けしております。

また、地域包括支援センターには認知症初期集中支援チームを設置しており、認知症に係る困り事や心配事を聞き、医師の診察、介護保険サービス、家族の負担軽減、見守り体制などの手配を短期、集中的に行っております。

さらに、市内の5つの介護サービス事業所に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方や、その家族の相談支援等を行っております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） では、書画カメラをお願いします。

認知症相談窓口は弥富市地域包括支援センター、そして総合福祉センター内の北相談窓口の2か所、業務を海南病院に委託しており、保健師や社会福祉士など専門員の方が相談をお受けしているとのこと。相談していいか迷ったら、直接電話していただいてもいいということです。電話番号がすぐ分かるよう、例えば弥富市の広報2ページには問合せ先の電話番号とかが書いてあります。また、この分かりやすいチラシ、今、福祉センター前のところに置いてあるということを伺いましたが、こういったものを配布するなど情報提供していただけるよう要望いたします。

認知症に対する偏見をなくし、認知症は特別なことではなく、誰もがなり得るものであるという理解を進め、認知症共生社会を実現していくためにも、コロナ感染回避のため開催することができなくなった認知症カフェや認知症サポート講座など、認知症に対する正しい知識と理解の普及が必要です。

今後、取組を加速させていくためにも、認知症施策推進大綱において示されているサポーター養成講座を修了した方に対するサポーター同士の発表や討議も含めたステップアップ講座の拡大の推進、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関などの従業員の方、また子供、学生などへの養成講座の拡大が必要だと思います。

そこで質問いたします。

現在の認知症サポーター数と今後のサポーター養成目標をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、認知症サポーター養成講座を平成19年度から開催しており、ふれあいサロンやスマイル教室、市内の中学校や高校、民生児童委員会、ささえあいセンター研修会などで開催し、令和4年度末現在で受講者は延べ6,951人となっております。

今後の目標といたしましては、毎年度300人程度の認知症サポーター養成講座の受講を見込んでおります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 令和4年度末現在の受講者は、延べ6,951人とのことでした。認知症サポーター養成講座を受けて終わりではなく、サポーターの方が意志を持って活動を継続できるステップアップ講座なども推進していただきたいと要望いたします。

認知症の予防については、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などが認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、認知症予防に対する活動を推進する旨が認知症施策大綱に明記されております。

そこで質問いたします。

認知症予防の推進について本市としてどのように取り組んでいくのか、今後の方針と課題をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 認知症予防につきましては、運動不足の解消、糖尿病や高血圧症の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が効果的であると言われております。このことから、従来から実施しております健康増進事業や介護予防事業において効果が期待されているところであり、認知症予防の視点も加えた啓発活動を行っていくことを考えております。

さらに、高齢者の外出や社会参加のための居場所づくりにつきましては、元氣塾や脳若トレーニング、ふれあいサロン、スマイル教室など、一般介護予防事業を実施しているところであり、今後も継続的に実施していきたいと考えております。

なお、認知症予防の促進に係る課題といたしましては、外出されない健康状態不明や社会参加をされない方など、認知症のリスクが高い方の早期発見ためのアプローチが進まないことが上げられております。以上です。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 難しい問題だと思いますが、アウトリーチ、この訪問、相談支援を引き続きお願いしたいと思います。

認知症基本法では、国や自治体が取組を進める上で認知症の人や家族の意見を聞くように明記されており、基本的施策として社会参加の機会確保などが盛り込まれています。その理

念の下、認知症の人が社会に参画し、希望を持って暮らせる地域づくりの進展が期待されています。

そんな中、新聞に若年性認知症の当事者が全国で初めて立ち上げた高知県香南市の働けるデイサービスが注目を集めています。認知症の人らが通うデイサービス「でいさあびす はっぴい」の利用者が、送迎車でほかの市まで赴き、スタッフと一緒に廊下の溝のごみを掃いたり蛍光灯付近のクモの巣を払うなど、約20分かけて建物の3階から1階までをきれいにする清掃活動を行っています。

高齢者が入浴や機能訓練などのサービスを受けるイメージを持ちがちなデイサービス、その一環として利用者が希望に応じて働くことができるようにしたのは、認知症の人たちにとって、できないことよりもできることを一つ一つ増やしていきたいという設立者の思いがあったからです。ほかにも、自動車販売店での洗車作業やミカン畑での収穫作業などの仕事を担っています。働いた利用者には対価として謝礼が支払われる。家族へのプレゼント購入や孫に渡すお年玉の貯金など使い道は様々、利用者の張り合いにつながっています。

このように認知症の人が仕事をして謝礼を得られる有償ボランティアについて、厚生労働省は2018年7月に参加を認める通知を出しています。

そこで質問いたします。

当市においても、このような有償ボランティア活動を推進していく取組はできないでしょうか、お聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 高齢者や若年性認知症の方が有する能力に応じて就労や社会参加を行うことは、生きがいつくりや認知症の進行を緩やかにするために有効であると考えます。

また、国では若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施に係る通知文書を発出しており、議員が御紹介されたように通所介護サービスの利用者が地域の企業の協力により有償ボランティアとして活躍している事例もございます。

今後、本市ではこのような先進的な取組について情報収集を行い、関係事業者とも情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ありがとうございます。

次に、介護者（ケアラー）の支援についてお伺いいたします。

家族介護における状況として、精神的な負担、身体的な負担、経済的な負担を抱えながら、また子育てと介護の両立をするダブルケア、家族の介護を担う中で家族介護に専念せざるを得なくなる介護離職、また高齢者が認知症の家族を介護する認老介護、認知症の方同士の認

認知症介護者を取り巻く課題は多様化・複雑化しております。

本市において、介護者支援の現状と今後の方針をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、認知症の方の介護者への支援といたしまして、認知症家族交流会と認知症カフェを開催しております。

認知症家族交流会「はっさんかい」は、認知症の方を介護している家族が集まり、日頃の介護での困り事や、うまくいったことなどを話す場として、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等と協力して毎月第3土曜日に開催をしております。

認知症家族交流会は、コロナ禍の影響もあり参加者が減少しており、また参加者が固定化している面もあることから、地域包括支援センターやケアマネジャーなどによる当事者家族への声がけを依頼しているところでございます。

また、認知症カフェは、認知症の方や、その家族が気兼ねなく出かけられる場所として2事業者に委託をしております。

認知症カフェも、コロナ禍の影響により従来の喫茶室での開催ができなかったり、休所しているところもあることから、開催場所や運営方法について関係事業者とも協議をしているところであり、当事者や介護者が参加しやすい環境づくりを整備していきたいと考えております。

また、介護保険制度によるサービス以外では、介護者の負担軽減につながる在宅福祉サービスといたしまして、給食サービス、緊急通報システム、ささえあいセンター事業などがあります。

このような支援により、介護を受ける方と介護者のお互いが安心して生活できるように体制整備を引き続き行ってまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 先日、私も「はっさんかい」に参加させていただきました。介護している方の悩みや相談、経験など、発散できる、分かり合える場所でした。何より、地域包括支援センター、介護高齢課、グループホーム、福祉施設などの専門員の方がおられ、つながることの心強さを感じました。コロナ禍の影響で人数も減り、開催場所や運営方法など協議しているとのことでした。ぜひ当事者や介護者が参加しやすい環境づくりを整備していただき、一人で悩まないでと多くの方に知っていただけるよう周知啓発をお願いいたします。

次に、早期受診、早期診断、医療、介護の連携についてお伺いいたします。

認知症に関わる問題として、早期に受診せずに悪化してしまったり、診断や十分なケアが行われず危機的状況を招いたりすることが上げられます。本市においても、早期診断、早期対応のための体制として認知症初期集中支援チームが整備されております。



認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医とかかりつけ医などとの連携状況など、早期受診、早期診断について、現状と課題、今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 疾病についての早期発見、早期診断の有意性は認識されているところであり、症状の好転が困難である認知症は他の疾病にもまして重要であります。

本市では、認知症サポート医、精神保健福祉士等の医療専門職及び社会福祉士等の介護専門職による認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置し、当事者やその家族、地域住民からの相談によって、認知症の方を発見したらすぐに受診や支援を開始する体制を取っております。しかしながら、早期発見、早期受診につなげる手段やアプローチが手薄であることが課題であります。

認知症は、早期発見、早期対応が大切であり、早期発見には地域における身近な相談相手である認知症地域支援推進員の協力や、かかりつけ医から関係機関への連携を促進する必要があることから、関係機関等とも連携を図り、より早期に発見できる体制整備に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 認知症初期集中支援チームが設置されており、とても心強い体制になっていることが分かりました。地域への発信や関係機関との連携体制をさらに強めていただきたいと思います。

次に、徘徊と見守りについて伺います。

認知症高齢者の徘徊が大きな問題になっており、各地では様々な徘徊高齢者を支援するネットワークの構築に取り組まれています。家族だけで見守る体制は、想像以上に精神的・心理的負担が重くのしかかってきます。ほんの少し目を離した瞬間、外に出てしまい、想定外の行動を起こしてしまう。

昨年の9月議会で要望させていただきました、あんしん見守り賠償責任保険、あんしん見守りシールの導入は、今後、介護者への負担軽減の推進につながると思います。市の見解をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 認知症の方に起因する事故やトラブルに係る個人賠償責任保険事業につきましては、令和5年度には愛知県内で33自治体が導入をしております。

また、認知症の方が行方不明で発見された場合に、衣服等に貼り付けたシールのQRコードにアクセスすることで登録者に情報が届くシステムである見守りシール事業につきまして

は、令和5年7月31日現在、愛知県内で試行的にグループホーム用に導入した本市をはじめ、15自治体が導入をしております。

見守り賠償責任保険や、あんしん見守りシールを活用することは、認知症の方や、その御家族が安心して暮らすことに有効な方法であると考えております。今後、認知症高齢者が増加することが見込まれる中、これらの事業につきましては、現在策定中の第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において新たな認知症施策として盛り込んでいくことを考えております。

まずもって見守りシール事業につきましては、令和6年度からの導入に向け、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁をいただきました。安心して暮らしていけるよう、新たな認知症施策として盛り込んでいただきたいと思います。

国会において認知症基本法が成立し、市町村による認知症施策推進計画の策定が努力義務となりました。本市においても第9期介護保険事業計画の策定に向け取りまとめをしていく中で、認知症施策推進計画を介護保険事業計画の中に位置づけ策定することを提案いたしますが、本市の考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 認知症施策推進計画につきましては、国の認知症施策推進大綱の趣旨を踏まえまして各自治体独自の計画として策定するものであり、共生社会の実現を推進するための認知症基本法においては市町村での策定を努力義務としております。

本市といたしましては、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に盛り込んだ認知症施策推進計画の策定は予定しておりませんが、認知症の方の増加に伴い、その対策は重要であると認識をしておりますので、今後、県の認知症施策に係る動向を注視しながら調査・研究をしてまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） よろしくをお願いします。

認知症の基本的な特徴は、社会環境や生活状況、人との関わり方が記憶障がいに影響を与え、症状をよくも悪くもなり得ることです。だからこそ皆で支え合う社会を、この基本法に沿ってつくっていく必要があると思います。当事者や、その家族は、認知症になっても元気に暮らせる社会になってほしいと訴えています。

それでは、市長総括をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

本市では様々な認知症施策に取り組んでいるところでありますが、2040年には団塊の世代が後期高齢者になる、その中では5人に1人が認知症というようなお話がございました。今後も認知症の方の増加が見込まれる中、認知症になっても住み慣れた地域で、できるだけ長く暮らし続けられる共生のまちづくりを進めていく必要があります。

そのための様々な施策を積極的かつ効果的に進めていくためには、認知症についての正しい理解の促進と共生のまちづくりへの市民意識の醸成、また認知症の方を支援するネットワークの強化等を認知症の方や家族の視点を重視しながら推進していかなければなりません。

本市といたしましては、現在策定を進めております第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の中で認知症施策の推進を掲げ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指して認知症施策の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ありがとうございます。

最後に、日本認知症本人ワーキンググループの「認知症とともに生きる希望宣言」を紹介いたします。

今とこれからを生きていくために、一人でも多くの人と一緒に宣言をしてほしいと思っています。

認知症とともに生きる希望宣言。

1. 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
2. 自分の力を生かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
3. 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力を沸き立たせ、元気に暮らしていきます。
4. 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
5. 認知症とともに生きている体験や工夫を生かし、暮らしやすい我がまちを一緒につくっていきます。

この希望宣言がさざ波のように広がり、希望の日々に向けた大きなうねりになっていくことを心から願っています。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の質問、音声コード（ユニボイス）の普及について質問させていただきます。

昨年の令和4年5月、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公

布、施行されました。

この法律は、全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得・利用、円滑な意思疎通に関わる施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。

そして、この施策を推進するに当たり、4つの基本理念が定められています。1つ目は、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること、2つ目は、日常生活・社会生活を営んでいる地域に関わらず、等しく情報取得等ができるようにすること、3つ目は、障がい者でないものと同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすること、4つ目は、高度情報通信ネットワークの利用・情報技術を通じて行うこととあります。ちょっと難しいですけど。

前回の6月議会において、障がい者移動支援・情報支援について質問させていただき、デジタル障害者手帳ミライロIDの周知と活用などを質問させていただきました。今年度中に弥富市障がい者計画などを策定されますので、今回この観点から高度情報ネットワークの利用・情報通信技術の活用として、音声コード（ユニボイス）を取り上げさせていただきます。

現在、視覚障がい者の自宅に届く郵便物は、補助者による代読か文字をコード情報に変換して読み上げ装置やアプリで聞いてみえるそうです。個人情報に詰まった自分宛ての郵便物は自分で読みたいということもあるでしょうし、広告・宣伝などのダイレクトメールと市役所など行政からの大切なお知らせであっても、その違いが分かりづらく誤って捨ててしまうこともあるそうです。

アクセシビリティに配慮された印刷物は、視覚障がいの方だけではなく、高齢者や外国人の方にとっても利用しやすさに配慮された印刷物のことであり、大きな文字サイズ、ユニバーサルフォント、これは多くの人に分かりやすく読みやすいよう工夫された文字の利用、また色覚に配慮された配色、音声コードなどの配慮がなされております。

音声コードとは、印刷物に掲載された文字情報を約2センチ四方の二次元のバーコードに変換したものです。携帯電話、スマートフォンなどを利用してコードを読み取ることで、記録された情報を音声で得ることができます。

この音声コードには漢字を含め約800文字を格納でき、他言語対応もしています。また、音声コードがついている印刷物の場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障がいの方、その方がその部分に指が触れれば、音声コードがある位置が分かるようになっています。そのため、誤って処分してしまうリスクも低下します。音声コードをつけることでアクセシビリティが格段に向上し、人に優しい印刷物実現への可能性が高まります。

それだけではなく、印刷物のページをめくることが難しい障がいの方、読み書きが困難という学習障がいの方、認知症機能が低下した方への配慮も同時に行うことができます。

そこで今回は、音声コードを利用することにより実現できるアクセシビリティの向上という観点から質問させていただきます。

本市においても、地域生活支援事業における日常生活用具の中で、視聴覚障がい者用の情報・意思疎通用具として、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器が給付対象となっています。

点字が読める方の割合が減少している中で、支援用具の利用状況はどの程度の活用がなされているのか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 日常生活用具の給付等事業は、障がい者の日常生活の向上を目的に生活用具を給付または貸与し、自立生活を支援するものであります。

日常生活用具のうち、視覚障がい者を対象とする情報・意思疎通支援用具の令和4年度における給付実績といたしましては、パソコンの画面上で表示されたウェブページやメールの文字情報を音声化するソフトである情報・通信支援用具が2件、書籍などをモニターに拡大表示させることで読書や筆記が容易となる視覚障がい者用拡大読書器が2件となっております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 利用状況が少なく、ほとんど点字利用がされていないように思われます。

音声コードは音声で情報を発信できるツールとして、ユニバーサルデザインの観点からも大変注目されています。皆様のお手元にも届いている、ねんきん定期便やマイナンバー通知カード、また愛知県からの障がい者通知など、既に音声コード（ユニボイス）が活用されていることを御存じでしょうか。ぜひスマートフォン等にユニボイス無料アプリをインストールして、御自宅で試していただければと思います。

視覚障がいの方にとって、自分についての情報を自分で読みたい、必要な情報をきちんと受け取れるようにしたいという思いはとても切実です。

そこで質問いたします。

アクセシビリティに配慮するという観点で、保健センターからの人間ドックやがん検診の案内、また市民の方への公式通知を発送する場合の封筒に音声コードを記載してはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、視覚障がい者の多くの方は、主に音声

や拡大文字によって情報を取得されております。そのような状況の中、弥富市障がい者計画におきまして、情報の収集にハンディキャップのある障がい者に対して情報提供が迅速かつ的確に行われるよう努めるものとしており、その具体的な取組として広報「やとみ」の内容を音訳ボランティアにより録音し、市ホームページにおいて音声データを公開しているところでございます。

また、市民を対象とする印刷物に対する音声コードの導入につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合が作成した封筒を後期高齢者医療の保険証や限度額認定証を送付する際に使用しております。

本市におきましては、現在策定を進めております弥富市障がい者計画において音声コードを導入する旨を記載し、普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

国、自治体には音声コード作成ソフトを無料貸与されております。全庁的に使用する封筒や各課が個別に使用している封筒など、視覚障がいのある方が発信元が分からないことにより情報収集の機会を失うことがないように、市からのお知らせが入っている封筒が分かるように音声コードを記載することの重要性について、全庁的に情報共有を進めていただきたいと思います。

2016年4月より障害者差別解消法が施行されたことにより、合理的配慮として、電気、ガス、医療など社会インフラにも音声コードの導入が進んでまいりました。愛知県では、蒲郡市、名古屋市などが水道メーターの検針時に投函される水道使用量のお知らせ、これに音声コードの印刷を行っています。これは、音声コードが実装された検針用のハンディープリンターを使い、各世帯によってデータが異なるものでも対応することができます。水道使用量や請求金額等を日本語や英語の音声でお知らせすることにより、視覚障がいのある方や外国人、高齢者にも分かりやすく伝えることができているそうです。

そこで質問いたします。

本市においても、水道使用量等のお知らせの検針票に音声コードを記載してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 水道使用量の検針や水道料金請求書の発行などの水道事業については海部南部水道企業団が担っておりますので、音声コード導入の要望がありましたことについては海部南部水道企業団へお伝えします。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 料金請求書は個人にとっても気になるものです。情報提供を丁寧に

お願いいたし、検討していただけるようよろしくお願いいたします。

近年の地震や豪雨などの災害は頻発化・激甚化しております。いざという時のために、身の回りの危険を知り、事前備えが必要であります。そのために役立つ本市の浸水津波ハザードマップや高潮ハザードマップはとても分かりやすく、QRコードなどからも詳しくひもづけられています。しかし、残念ながら、視覚障がいのある方にとっては、色分けされたハザードマップを活用いただくことが難しい状況にあります。

国土交通省のハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会が本年3月に発表した内容によりますと、音声対応等、障がい者の特性に応じた水害ハザードマップを作成されている市町村は全国で41の自治体であり、全体の3%以下と非常に少ない現状であります。

災害による被害を軽減するためには、想定される地域のリスクと災害時に取るべき対応が可視化したハザードマップをあらゆる主体に分かる、伝わるものとするのが重要であり、ハザードマップへのアクセシビリティを高め、利用しやすいものにすることは人命を守ることに直結いたします。

国は、今年の出水期までに様々な災害リスク情報を地図上に重ねて表示することができる国土地理院の重ねるハザードマップを改良し、知りたい地点の自然災害の危険性や取るべき行動などを簡単な文章で表示する機能を追加する予定だそうです。これにより音声誘導案内を利用すれば、視覚障がいの方が避難所等へ避難することも可能となります。

そこで質問いたします。

今後、防災ガイド、ハザードマップ作成時に、本市としても音声コードを掲載してはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 視覚障がいの方が日頃から防災知識を身につけて災害に対する備えをするために、防災に関する基礎知識や災害リスク情報を事前に取得できるようにすることは大変重要であると考えます。

防災ガイドやハザードマップの作成時に音声コードの掲載を御提案いただきましたが、全国的にも音声対応のハザードマップを作成している自治体は極めて少数にとどまっているのが現状であります。これは、ハザードマップに掲載されている防災情報を実際に音声データのみで視覚障がいの方に伝えるのは非常に伝わりにくいからだと考えております。

本市といたしましては、避難行動要支援者名簿を活用してハザードエリアに該当する視覚障がい者世帯を調査した上で、個別に説明するなどの対応を福祉部門と連携し、行っていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） もちろん個別に対応していただくことが何より重要だと思いますが、

いざというとき誰もが必要とする情報に早くたどり着くことができるよう、音声コードも含めアクセシビリティに配慮した情報の提供ができるよう調査・研究していただきたいと要望いたします。

最後に、市長総括をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、インターネットやスマートフォン等の普及により情報化はかつてないスピードで進行しており、音声コード（ユニボイス）等の新しい技術は、障がい者や高齢者、外国人などのコミュニケーション手段として大きな可能性を持っております。

そのような中、障がいの有無によって分け隔てられることなく障がい者による情報の取得、利用及び意思疎通に係る施策を総合的に推進していくため、6月議会におきまして、アクセシビリティ、障がいのある方にとって利用しやすいこと、便利であることを踏まえて、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、今年度に策定します弥富市障がい者計画等において関係施策を掲げてまいりますと答弁したところでございます。

本市といたしましては、このような状況を踏まえつつ、情報の収集にハンディキャップのある障がい者等が迅速かつ的確に情報の取得及び利用ができるよう、施策の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 市長から心強い御答弁をいただきました。視覚障がい者の方だけではなく、高齢者や外国人の方など全ての人に対して視覚情報のユニバーサルデザインを推進していただけますことを要望いたしまして、私の一般質問と代えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、大原功議員。

○16番（大原 功君） 今回の一般質問は確認のみでありますので、この一般質問については平野議長、それから今の早川副議長にも相談した、ただ確認をするだけというふうの一般質問でありますので、それ以外の答弁があった場合、市長、あった場合は関連して質問しますので十分気をつけてください。

じゃあ一般質問します。



開示請求の回答についての確認をいたします。

安藤市長が水路側、平成10年7月21日、中央測量、橋本史郎氏が、水路側の測量はしておりませんという回答がありますが、これで間違いありませんか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市で、この御質問の内容についての開示決定はいたしておりません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） じゃあ次に入ります。

次には誓約書、誓約書は大原功が市に提出したものではなく、親族が提出したとありますが、親族の名前は誰ですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 裁判に関する質問でありますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここにこのように親族が出したという、こういう文章、安藤市長からいただいておりますね、見ていただくと分かります。ここね、ここの部分ですね。皆さん、見てもらえば分かりますね。だから、そのために聞いただけでありますので。

そして、市側には誓約書の提出をしていただきましたけれども、この提出は令和3年6月3日に出しました。市側は、そのような大原功からの誓約書は一切受けておりませんと、受領しておりませんという話でありますから、間違いありませんか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この質問に対しましても、裁判に関する質問については答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 次に入ります。

次に、測量の内容についての確認をいたします。

錦通線の費用、中央測量に402万7,000円の金額が払われておりますが、これは地主の宅地内の測量、境界くいまでの金額ですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいまの質問につきましても裁判に関する質問についてでございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これだけ聞けばいいですので、終わります。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、第1テーマ、避難所・避難場所、防災の備えについて、2点目、上水道と下水道について、3点目、保育所における用務員等の配置についてでございます。

まず最初に、防災の備えについてでございます。

今年9月1日、関東大震災から100年という節目の年を迎えることになりました。忘れてはいけない災害ということで、市のほうも9月の広報等には、この災害特集、防災特集ということで皆さんに周知を図っております。

この弥富市等においても、30年以内には80%程度の確率で南海トラフ等の地震が予想されているということでございます。災害は忘れた頃にやってくるということですが、弥富市としてはこうした防災の観点からはしっかりと毎年のように周知しておるわけでございます。この9月に入って第1週、第2週と、各地域においても防災訓練が行われているところになります。

それでは、質問のほうに入っていきます。

今回のこの9月の広報にも載っておりますけれども、緊急時避難場所について、基準水位を積算したところによって今までの基準と変更した点がございます。例えば今まで3階以上しか駄目だった建物等について、避難所・避難場所の基準の高さが、条件を満たせば、要するに基準水位を満たせば2階でも可能とする見直しになったかと思いますが、まずこれはなぜ見直されたのか、お答えください。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） このたびの見直しは、市有施設全般を対象に実施してまいりました。避難所に関しては、施設内の既存指定エリアである部屋など以外で新たに有効に活用できるエリアを選定し、追加指定しました。

緊急時避難場所に関しては、今まで本市は平成25年3月に弥富市社会資本整備基本構想策定業務の津波等緊急避難場所整備基本構想において、高さ基準を3階以上としていました。このたびの見直しの理由は、令和元年7月30日に愛知県が津波災害警戒区域を指定し、その

警戒区域内を地図上に10メートル四方のメッシュ形式で区分し、その区分ごとに適切な避難高の目安として基準水位が示されましたので、基準水位の内容を踏まえ、各市有施設の建物の高さを比較し、見直しを実施しました。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今までは、こうした水位に対して、浸水する予想のされる建物の階層プラス1階の上というところで必ず3階以上というふうになっておったところが、今回、愛知県の警戒区域等の高さ基準が出てきたというところから、その基準に照らし合わせて高さがあれば2階でも可ということにしたということでございました。

そういう中で、この高さが変わったことによって、具体的にどの施設が避難場所としての面積として増えたんでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） このたびの見直しは、市有施設のほとんどで追加指定をして、避難所が約1万5,800平米、緊急時避難場所が約3万4,000平米増加しました。

この見直しについては、広報9月号とホームページに掲載しております。また、今後は防災出前講座や防災ワークショップなどで周知してまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 広報に掲載されているのは、この見直しの高さの基準等の見直しの方法であって、具体的に場所としては掲載されていないかと思うんですが、場所等は全域で、今、答弁としてはカバーされたんでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 具体的な場所等につきましては、市のホームページのほうに掲載させていただいております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ホームページのほうも見させていただいております。その点については後段で触れていきたいというふうに思っていますが、じゃあ続きまして、その高さの基準と同時に、今まで鉄筋コンクリート造りを基本の建物として避難所・避難場所において、そういう指定があったわけですがけれども、今回この見直しと同時に、今度はS造り、鉄骨造りということで、これでも丈夫なら可能という変更もございました。そして、その丈夫という根拠も知りたいんですけれども、まずこの鉄骨造り、丈夫なら可能とした、その理由は何でしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 先ほど申し上げました津波等緊急避難場所整備基本構想を策定した際に、避難施設としての指定、設定要件として参考にした津波避難ビル等に係るガイドラ

インでは、構造形式を鉄筋コンクリート造り、もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造りと限定されており、鉄骨造りは対象外となっていました。その後、内閣府は津波避難ビル等に係る事例集の取りまとめに合わせて鉄骨造りも対象とする形で整理し、平成29年7月に津波避難ビル等に係るガイドラインは廃止となりました。

これを機に本市は、鉄骨造りでも建築確認申請書等で耐震基準を満たした重量鉄骨造りの建物であることが確認できるものについては堅固な建物として、緊急時避難場所として指定していくこととなりました。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、重量鉄骨造りというものであれば、鉄骨造りでも可ということとしたということでございました。

今、鉄骨造りによる見直しによって、具体的にどの施設、どの避難場所・避難所が増えたんでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 津波避難ビル等に係るガイドラインの廃止により重量鉄骨造りで緊急時避難場所として増加した建物は、市有施設では市役所立体駐車場、白鳥コミュニティセンター、弥生保育所、弥生児童館、ひので保育所です。

また、民間施設では、災害協定しております川崎重工業株式会社社宅の立体駐車場、あいち海部農業協同組合の鍋田支店と南部営農センターでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ありがとうございます。

市有地のみならず民間施設等でも、こうした鉄骨造りによって避難所が増えているということでございます。

これらの2点の見直しによって、今後、先ほど言ったような民間施設との交渉、今まで要は鉄骨造りという縛りがあったからこそ、ここの建物は鉄骨造りじゃないから避難所・避難場所として認定できなかった、あるいは高さが3階なかったもんですから避難所・避難場所として設定できなかった、そういった自主防災会からの御要望等も聞いていたわけですが、この2点の見直しによって、今後、民間施設との交渉が広がってくると思いますけれども、現在考えられている施設等はあるんでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 災害協定に向けての民間施設の候補地は現在調査中でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こうした見直しがされたということでありますので、ぜひそれを生かして、さらなる避難所・避難場所の確保に努めていただきたいというふうに思います。

ただし、この避難所・避難場所に対しては、やはり安全ということが第一ですから、本当にその基準でいいのかどうかも慎重に検討していただく必要があるかと思いますので、その点も注視しておきたいというふうに思います。

そして、次に入りまして、緊急避難場所における面積基準というものがあるわけですが、この面積基準というのは現在1平方メートルとなっています。そういう中で、1平方メートルというのはかなり狭い状況になるかと思いますが、これをやはり戻していく必要があると思うんです。

実は平成25年に恐らくハザードマップが誕生したかと思いますが、弥富市の。それ以前は2平米だったんですよ。そのときに1平米に変わったというような記憶がございますけれども、この基準を2平米に戻していく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 面積基準については、愛知県地域防災計画において、市町村が避難所等の指定・整備を図る上の措置として、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを確保するように1人当たりの必要占有面積が示されております。本市の面積基準は、この愛知県の基準に合わせた形で弥富市地域防災計画の中に定めております。

このため、緊急時避難場所の面積基準は、発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積を確保することとし、1人当たり1平米としております。

また、現時点では面積基準を変更する予定はございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この面積基準から照らし合わせますと、今、緊急避難場所において、弥富市のホームページで公開しているわけですが、例えばこの辺の近くでいえばパデューの屋上、ここに8,108人避難、収容できるというふうに記載されています。社教センター、この当時、質問をつくった当時は4,400人と書いてあったんですが、今は恐らくこの基準の見直しによって増えたのかなと思いますが、5,846人というふうに収容人数が記載されているわけですが、この数字が果たして現実的だと思うのかどうか、ちょっとお答えください。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 現実的な数字であると考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 現実的な数字だと言われます。

実は9月3日に日の出・桜学区において防災訓練があったわけですが、そのときに参加されたのは大体約300名程度だというふうに思っておりますが、その中で1階のホールに集められたときにホールの半分以上が300人で埋まっているんですよね。それを想像しま

すと、その約19倍に当たる5,900人ぐらいが社教センター、あの建物、もちろんホールだけじゃないんですけれども、そういうところに避難できるという想定というのは想像がつかないわけなんですよ。

だからこそ、この基準自体を現実的な数字に、今、現実的だとおっしゃいましたけど、それは現実とはちょっと私はかけ離れているというふうに思いますので、せっかく今、避難場所として指定できる地域が逆に広がったわけですから、数値を戻していくことによって、1平米というのは、本当にさっき言われた、座っているか、あるいは立っているか、こういう状態でしかいられない空間なんですよ。だからこそ、ある程度この緊急避難場所で過ごさなきゃいけないことを考えるのであれば、現実的な数字に戻していく必要があるかと思います。

そこで、まず質問ですけれども、じゃあ仮に堤防の決壊等でこの緊急避難場所に逃げ込みましたと、最長でどの程度過ごすことになるのか想定されているというふうに思いますけれども、どれぐらいでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 緊急時避難場所は、あくまでも緊急時に一時的に命を守るために避難する場所でございますので、基本的には長期的な滞在は考えておりません。しかしながら、緊急時避難場所での滞在期間や状況は災害の規模によって変動しますので、一概に何日かとはお答えできませんが、自衛隊の救助活動につきましては1日から3日で開始されると想定しております。このため、救助が必要な場合は、しばらくその場で待機する可能性が生じますので、市民の皆様には日頃から主体的に各家庭において非常持ち出し品を準備していただき、自助、共助の中で対応していただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 最初、一瞬ちょっと焦りましたがけれども、最長たしか3日だったということだったんですよ。その3日の期間を先ほど言ったような人数、例えばパディーの屋上に8,008人、社教センターに5,846人、緊急避難場所として、自衛隊が動き出す1日から3日の間、滞在できるのかと考えたら、到底難しいと思います。それはもちろん、一気に五千何人が避難するというのも、それはそっちも考えにくいんですけれども、とはいえそういった収容人数を出している以上、その人数が来ても大丈夫だということを市の基準として持っていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひ、その期間を先ほど言ったような人数が過ごせるように考えていただきたいと思います。再度いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 緊急時避難場所の滞在状況のよしあしは一概には言えません。先

ほど申し上げました1人当たり1平米という面積基準は、あくまでも緊急時に一時的に命を守るために最低限確保したい必要保有面積でございます。

現在、市内全体で緊急時避難場所の人口に対する収容率は200%以上でございます。しかし、この収容率はあくまでも目安にすぎません。時間帯によって市内に分布する人の数や滞在場所は常に変動します。それは、市外在住の方が市内の会社に勤務されたり、学校や買物などに来られたり、逆に弥富市民の方が市外へ行く場合もあります。

また、当然のことながら施設ごとで立地場所や収容可能人数等が違うことから、災害発生の時間帯によっては避難者が1か所に集中し混雑する場合や、逆に避難者数が極端に少ない施設も考えられます。このように、緊急時避難場所の適正な数というのは非常に難しいと考えております。

このため、一時的に命を守るための緊急時避難場所の選択肢を一つでも増加するように、今後も民間の建物を利用した災害協定を進めていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 答弁としてはそのように取るんですけれども、ただ本当に最長3日間という中で、その場所で過ごすということを考えて防災計画等を立てていくべきだと思うんですよね。現実的に、確かにその人数がいきなりぱっと来るかといったら、そうじゃないというのはもちろんそのとおりなんですよ。ただ、そうはいっても、先ほど言ったように収容率で言えば200%以上今あると、1平米でカウントすればね。ということであれば、逆に私は、愛知県の基準はちょっと置いておいても、市の基準として、これだけの市民は絶対守るんだと、逃げ込んできたら100%守るんだと、こういう勢いで考えていただきたい。

そうすると、面積基準自体も見直していくことによって、より現実的な避難対策として防災計画が立てられるんじゃないかと。そういう意味も込めて、ぜひこの面積基準も見直していただきたいというふうに思っております。

さて、次の質問に移っていきますが、事務局のほう、書画カメラのほうをお願いします。

今、緊急避難場所の質問をさせていただいておるわけですが、この多くは屋上避難なんですよね。屋上避難というと、要は屋根がないという状況になっております。そして、東日本大震災のとき、私、ボランティア等にも行きましたが、一番困っているのはトイレだということでした。

市のほうは簡易トイレ、便袋等で多少備えはあるわけですが、ただ、このトイレを使うには便袋だけじゃなかなかできないですよね。何が必要かというと、今、写真のように、こうした囲い等も必要になってくるし、そこに置ける、ちょっと見にくいですが、実際には下に便袋がセットできるような台座もあるわけですが、こういうものを置いていかなければ使えないんじゃないかということだと思います。

こうした簡易トイレを、例えば屋上避難場所等にしてある保育所の上等にそれじゃあ備えてあるかといったら、どうでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 市有施設の緊急時避難場所の場合、建物の2階以上も対象スペースとして指定しておりますので、屋上に避難した場合でも既存施設のトイレが使用できます。

しかし、断水等によりトイレが使用できない場合は、各市有施設に配備している簡易トイレを使用していただくか、便袋を施設の既存便器に備え付けて使用していただくことができます。

しかし、民間施設については、緊急時避難場所としての指定エリアが通路や階段踊り場などに限定されるところが多いため、この場合、簡易トイレや便袋、また目隠しテントなどといった市の備蓄品を配備するスペースはございません。

先ほども申し上げましたとおり、緊急時避難場所はあくまでも一時的に命を守ることを目的とした場所でありますので、持ち運びの簡単な携帯トイレや目隠し用シートなどを非常持ち出し品として準備していただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 先ほどから一時的一時的と言われるんですけども、さっきの一時的を確認した1日から3日というんですよね。その1日から3日、最長3日として、その間、じゃあトイレがないと困るわけですよ。そんな3日間出さない人なんて100%いないわけですから、そういう状況になっているということなんです。

2階を使えるということをおっしゃっていましたが、使えないケースだってあるわけですよ。基本的には屋上避難の場所というのはかなり多いわけです。そういう中で、そういう場所においては、そういう備えが必要なんじゃないかということなんです。

屋上避難で、じゃあトイレだけじゃないんですよ。例えば炎天下で、今、夏ですよ。炎天下で直射日光がある場合、日を遮るものがない。ここで先ほど言われた1日から3日過ごすというふうに考えれば、それこそ命の危険性にさらされると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 避難する季節によって装備品が異なります。非常持ち出し品については、今まで防災ワークショップや防災出前講座、市広報やホームページ等で啓発しております。

また、家族構成により必要となる持ち出し品も異なります。このため、家族の中で何が必要で誰がどの荷物を持つのかも含めて、日頃から話し合い、準備していただくことが大切です。

御指摘のように、夏場に屋上へ避難する場合は、帽子なども非常持ち出し品として準備し



ていただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 非常持ち出し品と、あくまで御自身で用意してくださいと。それはもちろん、自主というのは必要な部分もあります。ところが、やっぱり緊急避難ですから、命からがら逃げてくる状況の中で、なかなかね、それは事前準備はもちろん必要ですよ、これは大事だと思います。それは皆さんにぜひ備えていただきたいんですけれども、ちゃんとそれが現実的に持ち出せるかどうかというのは本当に運次第だと、自分がどこにいるかという中で運次第だというふうに思っています。

そういう中で、ある程度の市が緊急避難場所として選定しているところがあれば、ここに逃げ込んでくれれば何とか命はつなげるというような状況下をつくっていくことが、僕は本当に現実的な防災計画として必要なものだというふうに思っています。

今、炎天下のほう、お話しさせていただきましたが、逆に真冬の場合は、もしかしたら水につかった状態で何とか必死で逃げてきたと。水にぬれた状態です。そういう中で寒いとなったら本当に凍えてしまいますよね。そういった状況をやっぱり考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 冬場に避難する場合は、当然毛布のような大きなものを持って移動することは困難ですので、防寒着等の着衣も事前に決めておくことが大変重要であります。そういった意味でも、防寒・防風アルミシートといった防寒用品も非常持ち出し品の一つとして、まずは自助の観点で各自が事前準備し、避難していただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） もちろん、先ほど言ったように自助というのは、日頃の備えというのは本当に大事なことだと思います。うちも玄関収納のところに、こうした避難バッグとして置いてあるわけですが、それはそれで仮に持ち出したとしても、そうやって持ち出せる人は先ほど言ったように運がいい状態だと思うんですね。例えば地震が起こったときに、自分の居場所というのは分からないですよ。そういう中で持ち出せるときもあれば、逆にもし玄関収納が仮に埋まってしまっていたら、それは取り出せないですよ。取り出せない場合もあるわけですが、そういう中で命からがら水が来るということで逃げ込むわけですから、そういったところをカバーしていく必要が私はあるというふうに思うので、何でも自助、自助じゃなくて、やはりある程度は備えていく必要があると思います。

事務局、書画カメラのほうお願いします。

ごめんなさい、失礼しました。このタイミングじゃない、次でした。

これはちょっとフライングしちゃいましたけど、今こうした中で必要な部分として、トイ

レと、日よけと、防寒具、この対策というのは、今、自助に頼った部分があるわけですね。だから、ここを検討して備えがある程度必要なんじゃないかと。3日間、そこで最長過ごす、自衛隊の救助までにそこで過ごすとなると、そういった備えも必要となってくるので、やはりその備えが私は必要だというふうに考えておりますけれども、ぜひ市のほうでもある程度備えていくという方向を出していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 先ほども申し上げましたとおり、市有施設の緊急時避難場所であれば、簡易トイレや施設の既存便器に備え付ける便袋が備蓄品として配備してございます。

また、各種非常持ち出し品についても、日頃から主体的に自助の観点で事前に準備し、避難していただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私も繰り返し言っておるんですけれども、屋上避難も想定しながら備えが必要だということだと思います。トイレは2階が使える状況にならないと、今の現状、弥富市の屋上避難ですと使えないんですよ、現実。やっぱりそういう中で多少備えていくべきだというふうに思います。そんな何個も何個も、1か所に10個も20個も用意しろということじゃないんですよ。トイレというのはそんなにも、もちろん便袋は要りますよ。じゃなくて台とパーティションのテントがあれば屋上でも設置できるわけですから、そういったことを考えながら防災計画として取り入れていってほしいと。ぜひそれを今は検討していただきたいと思います。

もう一つ、先ほどちょっとフライングで出しちゃったんですけれども、書画カメラのほうをお願いします。

こちらは何かといいますと、名城大学附属高校でいい取組をしているということで、ちょっと紹介させていただきたいんですが、緊急防災パック、いわゆるこの箱のほうには帰宅支援キッドと書かれたものが備えてあるということです。これを個人のロッカーに全員備えているということでございました。

この書画カメラの大きさ等でなかなか分かりにくいんですけど、ここには3日分の水と食料があると。水はちょっと3日分とは私は想像できないんですけれども、一応3日分だということであるそうです。

こうした緊急防災パックとして、この帰宅支援キッドみたいなものを弥富市の学校や保育所等でも備えられないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校や保育所施設は、避難指示の発令時などに利用する2次開設避難所として備蓄品等が配備されておりますので、個別の防災パックを備える予定はござい

ません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 備蓄等が多少あるということなんですが、これがあると何がいいことがあるかという、ロッカーに置いてあるもんですから、毎日、生徒さんがかばんとかを置くときに見るんですよ。そういう中で毎日の日々の防災意識も高まっていくということと、本当に緊急時、持ち出せるということだと思うんです。

これを紹介してくれた市民の方からいいますと、大体1つ、その当時で2,000円程度だということでした。弥富市の小学生が1,981人、中学生が1,135人、保育所で887人ということですから、約4,000人、正確に言うと4,003人ということですから、2,000円掛ける4,003人で考えれば800万円程度なんですよ。だから、現実的にできるんですよ。しかも、これは毎年という形で、要はローテーション、卒業したら持って帰ってもらえばいいわけですから、賞味期限等もございますので、ローリングストックも可能となっていますし、それを使って訓練等もでき幅が広がっていくわけですよ。

そういった日頃の積み重ね、防災意識の向上というのも大事だというふうに思いますので、この支援キッド、これだけとは限りませんが、ほかのもっといいものがあれば、そっちのほうを選択してもらっても全然いいと思うんですけど、そういったものを学校、保育所等に備えていく、こういった形で弥富市の安全を守っていくという必要があるかというふうに思います。

続いて、そういう中、最後の質問に行きたいと思いますが、事務局のほう、書画カメラのほうお願いします。

これは私の住んでいる地域で行われた桜、前ヶ須学区の防災訓練に参加したときに撮らせていただいたものでございます。

左側は食料ということで炊き出し等が行われました。右側はボートの組立てということで、先日の9月3日に行われた桜・日の出学区でも、消防団が持っているボートと全く同じものだと思います。これは組立て式になっていますので、スペースも小スペースで置いておけるということで、弥富市としてはゴムボートだとやっぱり破れてしまう可能性もあるので、こうしたボートを備えていくことも必要かなと思います。こちら、こういった形で自主防災会が頑張っているところもあるんですよ。これはまさしく共助という形になるかと思います。

ただ、弥富市としては、自助はもちろん事前に備えていただくということで、今、啓発されていますよね。共助としても頑張っている地域は頑張っている。ぜひ進めていただきたいのは、防災会によっても、かなりしっかりやられているところと、なかなかできないというところもあるかと思うので、そういった情報を共有しながらやっていただきたいと。

以前質問させていただいたときに、会議が自主防災会同士にあるんだと、年1回ぐらいやっているんだということを言っていましたけど、実態を聞いたら、なかなか先進自主防災会のそういう取組を紹介する状況ではなく、今現状としては要支援者名簿を提出して少しお話しして終わりというような状況になっているということも聞いておりますので、それでは積み重なっていかないと私は思いますので、そういったところの先進的な取組をぜひその会議の中で話し合っていていただいて、市としてそういう先進的な取組ができるように支援していく必要があると思うんですよね。そういう中でぜひ活用していただきたいと思っています。

最後に、屋上避難の備え、そして学校等、保育所等の備えを紹介させていただきました。あとは自主防災会の取組等も紹介させていただきましたが、こうしたせっかく基準を見直したということでもありますので、基準を見直すだけではなくて、現実には即した防災計画そのものを見直していく必要があるというふうに思います。

特に私が一番危惧しているのは、さっき言ったように緊急一時避難場所において、現実的に3日間過ごせるようなぜひ計画にしていいただきたいと思いますが、市長の総括をお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の防災上の最上位計画であります弥富市地域防災計画は、国・県の防災計画の修正、法の改正、直近の災害に対しての対策などを盛り込み、現状を踏まえて本市防災会議で協議をしております。

この防災会議の委員につきましては、自衛隊、警察、消防、水道、保健所、土地改良、電話会社、電力会社など、市民の生命の維持や復旧・復興などライフラインに係る関係機関、教育委員会、区長会、消防団などの団体の代表の方々を委員として任命して計画内容を御協議いただいております。

今後も実態に沿った防災対策を実施するために、国・県の各種方針を盛り込み、また防災会議委員の皆様から御意見等を集約して災害に強い弥富市を目指してまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 市長としては、そういった現実には即した防災計画ということで推進していきたいということですが、やっぱり本当に屋上で3日過ごすということを考えながら、ここは計画を立てていくべきかなというふうに思いますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

またもう一点、これは自治会のほうからどうしても言ってほしいということでしたので1つだけ提案しておきますけど、先日、台風が8月15日に起こった際に、緊急一時避難所として1次開設を行ったと思います。その際に、連絡通知として寝具を持ってきてほしいという

ふうに書かれておりました。そういう中で高齢者の方は寝具を持ってこいと言われると、持っていけないということをその方は言われておりましたので、ぜひ何とか、こういった特に1次開設で予防的に避難される方というのは、本当に弱者という状況で足が悪い方もいるわけですから、そういったことに配慮しながら発信のほうもできないかと思っておりますので、これは要望ですので、よろしくお願いします。

次のテーマに移ります。時間がないな。

○議長（平野広行君） どうぞ、続けてください。

○2番（那須英二君） 水道料金、下水道についてでございます。

まずは上水道、水道のほうから1つ質問させていただきたいと思います。

現在、この弥富市における全域が海部南部水道企業団として入っているわけですが、その広域事務組合の水道企業長として、今、安藤正明市長がおるわけですが、この状況というのは把握されているというふうに思います。

この海部南部水道企業団の運営状況といたしましては、同規模団体と比べてもかなりいい状態になっております。どのぐらいいいかというと、借金比率で考えれば、同規模団体と比べて4分の1しかないと。これは実際に比べたら本当にありがたいことですよね。自己運転比率、自前で運転できるところも、同規模自治体と比べても3倍いい状況になっているんですよ。にもかかわらず、水道料金はこの海部南部水道企業団というのは愛知県で一番高い水道料金となっています。

事務局のほう、書画カメラをお願いします。

なかなか見にくいんですけど、この棒グラフが料金として記されている、要は一般家庭における13口径の料金として記されているもので、一番上にあるのが海部南部水道企業団なんですよ。収益、運転状況は、かなりどころか同規模団体と比べたら段違いにいい状況になっているのにもかかわらず、水道料金だけは高くなっているというところですよ。

もちろん、事情としては愛知県水を100%使わなきゃいけないと。先日ちょっと申し上げさせていただきましたが、この愛知県水も今値上げされようというところも話には上がっているわけですが、何とか愛知県には値上げを抑えてもらうことはもちろん要望するんですけど、それと同時に、愛知県水というのはもともと高いわけですから、そういったことも引き下げながら考えていく必要があると思います。

そして、この海部南部水道企業団の経営としては、令和3年度、おととしの決算を見ると、かなり黒字になっています。令和2年度はコロナ対策を半年間、海部南部水道企業団の自前で基本料金を無償化したものですから、そのときでちょうど、本当にすれすれ赤字なんですけれども、ほぼとんとんという収支で、それのない令和3年度は大きな黒字となりました。1億円を超えていたというふうに思います。昨年度の収益としても4,000万円の黒字となって

おります。電気代が結構高くなってきたにもかかわらず黒字の状況。

それとは別に、資本金に別個で2億円積み立てるといような状況があるわけです。2億円といっても、約2億円ですね。約2億円積み立てるとい経営状況になっています。その間、借金もどんどん返しているということで、かなりいい運営状況になっているわけです。

今年度としては、海部南部水道企業団……。

○議長（平野広行君） 那須議員に申し上げます。的確に質問してください。市政に関することを質問してください。

○2番（那須英二君） 一応説明、本来は……。

○議長（平野広行君） 的確に説明してください。

○2番（那須英二君） 本来は市長に聞く予定だったんですが、議長からまとめて、除去して質問してくれということだったので、その調整を図っています。

質問に入るわけですが、今年度は海部南部水道企業団としては別に持ち出ししなかったんですが、弥富市として補助を出して基本料金4か月無償化にして今現在執行しているわけですが、そういう状況になっています。

こういった形で水道料金を引き下げているんですけれども、もともと海部南部水道企業団にはそれだけの力があるわけです。今の市長は企業団の企業長としていらっしゃるわけですから、その状況も分かると思うんですが、そのことを踏まえて、市民、愛知県で一番高い水道料金を今支払って、物価高騰で大変なさなかやっているわけですから、市長としてこの水道料金に関してどのように考えているか、お答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 水道は重要なライフラインの一つであるため、安全で良質な水を安定的に供給する使命を果たす必要がございます。また、災害に強い水道施設の構築のためにも、経営の健全化、安定化ということが不可欠でございます。

水道料金につきましては、海部南部水道企業団の正副企業長会及び議会において協議をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私としては、もちろん水道企業の運営状況としては海部南部水道企業団でやればいいというふうに思います。ところが、弥富市長として、今の住民負担が大きいという点において海部南部水道企業団に要求していくという姿勢が必要だと思っておりますので、その点を確認したかったわけですが、ぜひ市長としてしっかりと運営状況を見ながら、これはやっぱり下げられるんじゃないかというようなことを考えながら要求していただきたいと要望しておきます。

続きまして、下水道に入ります。

この下水道は海部南部水道企業団と違って、かなり運営状況が逆に、言葉を選ばずいくと悪い状況になっています。というのは、収益というのかなり抑えられていて、今25%ぐらいいしか運転資金に回っていかない状況だと思いますが、この公共下水の収益というのは幾らになっておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 令和4年度弥富市歳入歳出決算書の55ページ、56ページに事業別を意味するセグメントという表記で、公共下水道事業と農業集落排水事業を報告セグメントとしております。56ページの(2)報告セグメントごとの営業収益等にて回答させていただきます。

営業収益としまして、公共下水道事業1億9,226万2,000円で、下水道使用料でございます。次に、農業集落排水事業6,967万9,000円で、汚水処理施設使用料でございます。合計2億6,194万1,000円でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） その収益は一般会計からの繰入れは除かれておりますので、この一般会計の繰入れは幾らなんでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 一般会計からの繰入金で、公共下水道事業は2億5,600万円、農業集落排水事業では1億9,200万円で、合計4億4,800万円でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） それに対して運転資金、支出のほうは幾らでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 支出の営業費用では、公共下水道事業3億9,647万5,000円、農業集落排水事業3億6,610万1,000円、合計7億6,257万6,000円でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そうしますと、やはり収益に対して運転資金、支出のほうはかなり見合っていないという状況になって、大きな一般会計からの繰り出しになっているという状況です。

これはあくまで現況の運転資金だけなんですよね。恐ろしいのは減価償却費なんです。この減価償却費、毎年幾らほどの見込みになっておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 公共下水道事業では、令和4年度決算で2億4,588万7,000円、令和5年度予算で2億6,049万5,000円。令和6年度から令和12年度までの見込みとしましては、下水道の面整備拡大中であることから、令和2年度に策定した弥富市下水道事業経営戦

略では毎年約1,200万円程度増加し、令和12年度で3億4,189万5,000円と見込んでいます。

農業集落排水事業では、令和4年度決算で2億5,225万5,000円、令和5年度予算で2億4,867万2,000円、令和6年度から令和12年度までの見込みとしましては、農業集落排水事業は整備が完了していることから、弥富市下水道事業経営戦略では毎年大きな増減はなく、令和12年度で2億3,335万6,000円と見込んでおります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今言ったこの金額が運転資金には計上されていない状況になっているんですね。海部南部水道企業団は、別で減価償却費に対して現金を持っているんですよ。だから、毎年繰入れということであるわけですけど、下水道のほうはそうじゃないんですよ。ここの金額というのは、今、表に出てきてないもんですから、本来はここを入れて計算しないと、運営としては成り立っていかないというふうに思うわけです。

大型改修等がさらに今後必要になってきた場合、その資金も今なかなか積み立てられていない状況になっていますけど、これはどうしていくつもりなんでしょうか。

○議長（平野広行君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 公共下水道事業の下水道施設の改築は、国の交付金に下水道ストックマネジメント支援制度があり、その制度を利用し、国費を充当し改築・更新を行います。

この制度を利用した改築・更新は、ストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づき計画的な点検・調査を行い、その結果により劣化の状況が基準を超えたものは耐用年数の延長を目的とする長寿命化工事、もしくは管渠の布設替えの改築工事のいずれかでを行います。交付金補助率は50%でございます。

なお、部分的な劣化は修繕による対応となり、交付金対象外となります。

農業集落排水施設の改築につきましては、令和2年度に弥富市農業集落排水施設最適整備構想を策定いたしました。この構想に基づき各処理場の機能診断調査を行い、その結果により耐用年数を経過したもの、劣化の状況が著しいものは国費である農山漁村地域整備交付金を充当し、機能強化工事を行います。令和5年度から鍋田浄化センター、十四山西部処理場、十四山南部処理場の機能強化工事を開始しました。交付金補助率は、国50%、県14%でございます。

なお、緊急的な機器の故障は修繕による対応となり、交付金対象外となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こうした状況の中で、国の交付金があるということと、農業集落排水については県からもあるということですが、このパーセンテージを考えると、国が大きく出したとしても50%、そして農業集落排水のほうは2つ合わせても30%程度ということ



になりますので、持ち出しの部分がかなり大きいという中で、対して改修に対しての基金を今積み立てようと頑張っているんですけども、思うように多分積み立っていないという状況が今回の決算を見てもうかがえるわけですけども、こうした運営状況になっておりますので、ここを本当に真剣に考えていかないと、今後の下水道事業の運営がもたないというふうに思います。今はまだ、令和7年まででしたっけ、国からも補助が入っておりますので何とか持っているんですよ。だけど、これ、7年以降は、たしか国からの補助がなくなっていくます。改修費用に関しては多少あるということですけど、そういった費用も見込んでいかなきゃいけないと。

さらに、今現状として一般会計から4億、5億という金額を出しているんですよ。この状況の中で運営されているということですので、今後を考えると本当に恐ろしい事業になってきますので、これをいずれかのタイミングで縮小していくことも考えながら計画を立てていかなければならないというふうに思っておりますので、また内容についてはまだ詰めていきたいと思っておりますので、今回の質問としてはここで留めていきたいというふうに思います。

3点目ですけど、5分等で終わりますので質問させていただきます。

○議長（平野広行君） 続けてください。

○2番（那須英二君） 3点目、保育所の事務員の配置についてでございます。

現在、弥富市としては土曜午後保育や育休退所の解消を行いたいとしていますけれども、人的な不足、要は保育士が集まらないために、この解消ができないという状況になっております。

そして、保育士が集まらないということで、今、必死に募集等を頑張っていらっしゃるというふうに思いますが、先日聞いたところによると、むしろ今、保育士としては減っているという状況になっておりました。

そういう中で、保育士の確保が難しければ、ほかの業務の負担を減らせないかという観点から質問させていただきたいと思っています。

弥富市の保育所に置かれている保育事務の中で雑務というのをかなり見る機会があります。私の娘が、今、保育所に通っているもんですから、そういった機会にも見るわけですけど、例えば送り届ける際に受け入れる保育士さんが見えるんですけど、それと同時に所長先生や副所長先生が草取り等を行っていることをずっとよく見るんですけども、そういった園長先生等をその業務に当てなきゃいけない状況になっているということは、これはもったいないんじゃないかと。受入れの中で、1人で今現状、受け入れているんです。うちの保育所は1人で受け入れているんですけど、そういった中では2人体制を取っていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけです、具体的に言えばね。

そういった中で、保育所における雑務が結構見ると大きいのかなと思います。その雑務に関しては、保育士資格がなくても、これは、用務員としてこの保育所に配置できれば少し解消するんじゃないかというふうに思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育士の負担軽減を図るため、令和4年度から保育所園庭の除草作業委託を拡充したほか、使用済み紙おむつの回収処分委託や保育所情報配信システムを導入してまいりましたが、増加傾向にある保護者からの相談や発達の遅れが気になる児童への対応、さらには新型コロナ等の感染症対策など、保育士にかかる業務負担がますます増大をしております。

そのような状況の中、保育士にとって働きやすい職場となるよう、保育業務以外の作業を担う用務員の配置は保育現場の環境を改善する取組の一つであると考えております。

まずは年度途中に発生する待機児童の解消や土曜日午後保育に必要な保育士を確保した上で、用務員等の配置について考えてまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 現状、保育士として、要は資格を持った保育士として集まらないから雑務を分担していただける用務員さんを雇用するということを提案させていただいているわけですが、今、土曜午後の保育や待機児童の保育士を確保してから考えていきたいということをおっしゃってございましたけど、これは同時並行でぜひ検討していただきたいと思います。

時間がないので質問としてはこれで終わらせていただきますが、ぜひそういう観点から、要するに待機児童、土曜午後の解消を待たずして用務員の配置を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問は終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時11分 休憩

午後1時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

今回は通告に従いまして2つの項目について質問をしていきます。

それではまず、昨今激甚化してきている豪雨災害の対応について幾つか質問をしていきます。

本年6月2日の台風2号に伴う線状降水帯は、四国、近畿、東海地方の太平洋沿岸地域で発生し、記録的な大雨により甚大な被害が起きました。特に愛知県は豊橋市や豊川市など19の市町村での被害額は大きく、農林水産業では60億円をはるかに超えるものとなっています。

農地への土砂の流入、農作物などの被害をはじめ、あぜが崩れるなど農地や農業用施設の被害が多く発生し、山の斜面が崩落した林業被害、養殖施設が壊れるなどの水産業被害もありました。

また、住宅被害は、全壊が豊川市と岡崎市で多く、半壊は岡崎市で多く発生し、三河地方において床上浸水が300棟以上、床下浸水は600棟以上確認されました。

また、この8月15日には台風7号が和歌山県に上陸し、近畿地方を北上、その後、日本海に抜けていきました。東海地方を中心に、中国地方、近畿地方では、既に平年の月雨量を上回っている地点が数多くありました。幸いにも弥富市においては、15日早朝に暴風警報が発令され、6か所の1次開設避難所が開かれましたが、大きな被害もなく、15時37分には警報が解除され、16時15分には避難所も閉鎖されました。

しかしながら、線状降水帯はいつどんな場所で発生するか分かりません。台風7号において進路の右側で警戒していた弥富市とはかなり離れた鳥取県、静岡県での被害が甚大であったからです。

改めて、近年の激甚化する豪雨被害に対し、初めての質問ではございませんが、定期的に更新された防災内容は聞いていかなければならない項目であり、以下を質問をしていきます。

それではまず、令和3年12月議会において平野議員が一般質問している内容を振り返って聞いていきます。

洪水ハザードマップは、国と県が想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と、水深を洪水浸水想定区域図として公表し、内容に基づいて作成されたものです。

降雨については、気象庁の台風情報や雨雲レーダーなどにより事前にある程度の被害規模が予想でき、大規模な水害に見舞われると場所によっては2週間以上水の引かないところがある。市民の皆様には安全な場所への自主的広域避難をしてもらうような指示を発信すると、以前、部長答弁もございました。

本年5月25日から線状降水帯が発生し、災害の危険度が高まったことを伝える情報として、気象庁は運用の基準を変更し、実際に発生が確認される前の予想段階で発表することで、顕著な大雨に関する情報がこれまでより最大で30分早く皆さんに安全の確保を呼びかけることとなりました。

このことにより、ハザードマップに表記してある避難所への対応は、市が発令する避難情報も変わってくるのではないのでしょうか。ここをお聞きいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 気象庁が発信する情報を受けて、災害対策本部において迅速に協議をし、必要に応じて適切に避難情報を発令いたします。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 気象庁発信が第一となります。情報が早ければ、やはりそれなりの対応が必要になってくると思います。被害が拡大する前での迅速な避難が、より安全な行動であると思います。

次に、洪水ハザードマップによりますと、木曽川では最大規模の降雨による氾濫想定は、48時間総雨量527ミリをシミュレーション予測しており、浸水想定区域は弥富市全域が被害を受けるとなっております。

また、ハザードマップを御覧ください。立てていただいたほうが分かりやすいですかね。立てられますか。オレンジの、そうですね。

日光川での氾濫想定は、24時間総雨量713ミリで、浸水想定は白鳥地区、弥生地区、十四山地区がシミュレーション予測されております。もう一つの日光川水系領内川においては、24時間総雨量836ミリで、浸水想定は白鳥地区、弥生地区の一部、十四山地区の一部となっております。

このハザードマップは令和4年1月更新となっておりますが、現在もこのとおりで間違いございませんか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 浸水想定につきましては、そのとおりでございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 確認ということでございます。

それでは、海拔マイナスゼロメートル地帯の弥富市では、排水機場は水の被害に関して命綱であることは言うまでもありません。市内の12機場、国の定めた基準に基づき、20年に1回程度発生する3日連続降雨に対して、受益区域内の最低田面標高から30センチ以上の湛水が24時間以内になるよう計画排水量を決定しております。

本市においては、おおむね340ミリ程度を想定しているとの答弁が以前なされておりますが、この計画にも現在変更はございませんか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 現在も変更はございません。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） この計画基準も、おいそれとは変更していただいては困るということでございます。

前段において質問をいたしました日光川では、氾濫想定24時間総雨量713ミリで浸水被害が起こるとありました。その時点において、孫宝排水機場の運転はどのような状況になっておりますか。もちろん、日光川排水機場及び日光川河口排水機場との兼ね合いもございます。日光川河口排水機場の令和元年10月に完成をいたしました4号ポンプ、3か年で今現在整備を進めている5号ポンプと併せて能力をお聞きいたします。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 日光川流域におきましては、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び堤防の決壊などによる氾濫のおそれがあると判断された場合、県の日光川流域排水調整要綱に基づく排水調整ルールを適用し、このルールに従い各流域の排水機場の管理者は排水の調整運転を行わなければなりません。

その取決めには排水調整を判断するための3段階による基準水位が定められており、準備水位が標高プラス1.05メートル、停止水位が標高プラス1.35メートル、再開水位が標高プラス1.25メートルと定められております。これにより浸水被害時点での孫宝排水機場の運転状況としましては停止水位の状態にあり、排水機の運転を停止する段階であると判断されます。

理由といたしましては、日光川流域の人的被害の防止並びに財産及び経済的被害など壊滅的な大災害を避けるため、最後の手段としてやむなく運転を停止せざるを得ないことが理由となります。

また、日光川河口排水機場のポンプの排水能力としまして、4号ポンプ及び現在整備を進めております5号ポンプともに口径が4,600ミリメートルで1秒間に75トン、2台合計で毎秒150トンを排水する能力を持つ国内有数の大口径ポンプとなります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） ここまで聞いてきたのは、まさしくこの答弁を求めるためでございます。

ここ近年でありますと、この地域で最大級の雨の被害ということは東海豪雨ということになりますが、そのときは排水機場によって助けられました。しかしながら、それ以上の大雨がこれから起こらないとは、ここ数年、全国で勃発している甚大な被害を見ても、いつ弥富市に起きるか不思議ではなかろうかと思えます。その意味でも、日光川河口排水機場の5号ポンプが4号ポンプと同時稼働が現在考えられる最大限の防災となり得ます。間もなくだと思えます。早期稼働をお願いをしたいと思えます。

実際の避難ということではありますが、河川の氾濫は一気に起こると予想され、避難が遅れると命取りになりかねません。早めの避難行動を取るためには、台風では進路予想など予測はできますが、その前に起こる線状降水帯による短時間集中豪雨は予測困難であり、気象情報や、付近を流れる河川の水位や雨量の情報などに十分注意していただきたいです。

災害発生のおそれがあるときは、気象庁から洪水注意報や洪水警報が発表されます。また、避難が必要なときには、行政より避難指示などが発令されます。同報無線などで伝えられますが、激しい風雨の音に紛れてよく聞こえないことがございます。

市として、いかに早く正確に避難指示を伝えるためにどのように考えておりますか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 市内に災害のおそれがある場合は、雨量、河川情報、潮位、天気図、風速などの各種情報を注視し、迅速に避難情報を伝えてまいります。

伝達方法としましては、同報無線をはじめホームページ、安全・防災メール、LINE、X、旧ツイッターでございます、ヤフー防災速報アプリ、Lアラートでございます。また、必要に応じて緊急速報メールを発信してまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 確かに台風7号の上陸時にも同報無線は流れておりました。やはり聞こえづらい状況ではありました。スマホで確認できるツールが一番確実ではありますが、ケーブルテレビでの確認、海部管内の市町村情報がテロップに出ておりますが、これがLアラートというもののなんですね。非常に分かりやすい情報だとは思いますが。

それでは、現在、本市ホームページでの洪水ハザードマップは令和4年1月更新であります。市内各御家庭に配付されて皆様は一度でも目にされたと思いますが、実際に自分がどの避難所へ行けばよいのか、まず自主避難するには優先的に市内6か所の1次開設避難所を目指してください。避難指示などが発令されれば、2次開設避難所へという選択にもなります。自宅から一番近い避難所はどこか、ハザードマップでの確認はされていると思います。もし市内での外出中であれば、どこが一番近い避難所なのか、電柱などに避難所案内もされております。日頃から注意深く見てもらうことが大切だと思われま。

いずれにせよ、ハザードマップには避難に関する各種情報が満載であります。台風、大雨シーズンであり、改めて市民に再確認をしてもらいますよう促していただきたいと思います。

それでは、各学区や自主防災会において、防災避難訓練においてマップ活用が最適であろうかと思います。令和5年度において、コロナへの対応にも気を使うことなく、各学区コミュニティ、各自治会の自主防災会の防災訓練、関係の出前講座の実施状況、多くなっているとは思いますが、状況をお聞きいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 学区コミュニティ防災訓練につきましては、先週、先々週と実施をいたしております。各地区自主防災会の防災訓練につきましては、8月末現在で12地区が実施しており、防災出前講座は4地区実施しております。

また、ハザードマップの啓発につきましては、本市は洪水、高潮、浸水津波の3種のハザードマップがございます。こちらは昨年度、説明動画を作成して、現在YouTubeにより配信をしておりますところでございます。対面方式では、防災出前講座や自主防災会全体会、また防災ワークショップなどで今後も啓発をしてまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 4年ぶりですか、学区単位での防災訓練が行われたということでございます。

災害が大きく広範囲になればなるほど、自治会単位ではなく、学区ごとにまとまっていくことが統率が取れた訓練であろうかと思います。被災したときにより安全に、そして皆が安心できる環境をつくり出していくことが必要になってくるものだと思います。

また、コロナ明けには、自治会単位での防災訓練が実施されてはおりますが、まだまだ以前のような開催ではないような気がいたします。改めて各種ハザードマップを活用しての各種訓練をお願いをしたいと思います。

次に、高所避難所の現状について幾つか質問をいたします。

まずは、自分の住んでいる場所の浸水深を確認することが大切であります。この写真は、自分の住んでいる場所の浸水深を確認することの海拔マイナス1メートルを示しておるものでございます。公民館のGLから80から90センチのところに示されておりまして、おおよそ自宅ですとマイナス2メートルぐらいが自分のうちの高さなんだなということを確認しております。浸水深が3メートル以上で2階床上浸水、5メートル以上ですと2階が水没となっていくきます。

水平避難から垂直避難が必要な災害時、各学区での高所避難所の収容率が、弥生学区だけは100%に達していないとの以前の答弁ではございましたが、現在の収容率、どれぐらいになっておりますか。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 8月1日現在の弥生学区の緊急時避難場所の収容率は113.4%で、100%を超えておるところでございます。

収容率が100%に達した主な要因としましては、先ほどの那須議員の一般質問でも御答弁申し上げましたとおり、愛知県が令和元年7月30日に津波災害警戒区域を指定し、適切な避難高の目安として基準水位が示されたため、この基準水位の内容を踏まえ、各市有施設の建物の高さを比較し、見直しを実施した結果でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 先ほどの那須議員と同様な感想にはなっていますが、高いところへの避難は、より近く、より高くと思うのが当然でございます。浸水深が5メートル、現

実的ではないのかもしれませんが、同じ2階建てでもGLが高ければ、それはよいのだと思います。いずれにせよ、人口に対しての収容率が100%に至ったということは、まずは一安心でなかろうかと思います。

それでは、白鳥学区についての収容率は100%をクリアしておりますが、JR関西本線を境に東西で、いわゆる佐古木、又八地区において、人口の多い割には高所避難所が少ない状態ではないでしょうか。民間との協定は考えられる建物全てに行われているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 白鳥学区内で緊急時避難場所として考えられる建物につきましては、全ての所有者と交渉し、御了解をいただいた施設は全て協定を締結済みでございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 考えられる建物への協定は締結をしているとのことですが、何せ住んでおられる人口に比べ公共施設が少ないというのが、高所避難するにはほかの地区よりも遠くへ時間がかかるという気になります。又八、楽平、そして佐古木地区でも上仲あたりの方であれば、白鳥小学校が最適な避難所になるのかなと思います。

そこで、本来ならば白鳥小学校への避難が想定された楽荘団地の方々へ、新設される前ヶ平地区へ自動車整備専門学校との協定が行われました。現在、8月の月上旬から楽荘から自動車整備専門学校への避難路工事が始まっております。水路を渡すボックスカルバート工事から、県所有地の縁を沿って歩道を舗装していく工事と回覧には示されておりますが、この学校が9月に開校と地元には説明がございました。8月17日の議案配付日に、災害時における緊急避難場所に関する協定について、8月23日にこの専門学校と協定を締結するとの報告がありました。

この避難2階施設は270平方メートルで、一時的な避難である1平方メートルに1人で270名の収容が可能との説明でございましたが、昼間の楽荘団地の住民の方々であれば十分な収容人数になりますが、夜間に仕事などから帰宅後の避難となると、楽荘団地全員の方とはいえないと思われますが、市の見解を聞いていきます。

また、現在整備中の避難路は9月末に完了とありますが、楽荘団地自治会にはいつから使用可能と伝えてありますか。避難機能が整えば、自治会は避難訓練として学校内を見たいということでございました。専門学校への依頼を仲介をしていただけますか。併せて聞いていきたいと思います。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 楽荘団地の人口が8月1日現在525名ですので、このたびの自動車整備専門学校の270名分だけでは足りません。このため、楽荘団地から近い白鳥小学校も



併用した形で、楽荘団地自主防災会において避難方法を計画していただきたいと考えております。

また、地域から自動車整備専門学校への避難訓練の御要望がございましたら防災課から御連絡させていただきます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 現時点においては、楽荘自治会として避難路としては、排水路沿いと隣接会社沿いのフェンスが老朽化していること、そして夜間避難には暗過ぎるのではないかという指摘を私は聞いておるところでございます。避難路開設前には、自治会との協議を十分行っていただくことを願っております。

次に、昨年度開催されました避難所運営に関する防災ワークショップへ、地元防災会の顧問として自主防災会会長から出席の要請をいただきましたんで参加をしてきました。

垂直に避難できる3メートル以上もの浸水被害までは想定はしてはいないと思いますが、学区ごとに多くの市民の皆様が共通認識の下、避難所の運営に対し向き合えたことは重要であった内容だと思われまます。

段ボールベッドにパーティション、ワンタッチテント、簡易式トイレなどの設営方法、じかに触ってみて作製してみても有意義なものであり、災害時にワークショップに参加された方々は、その避難所においてリーダーシップを取っていただけるのではないのでしょうか。

参加された方々のアンケートを新ためて今回見直してみました。やはり注目する箇所は、その他意見の項目でございましたが、パーティションそのものの高さの意見、子供、高齢者への対応、長期的な避難所としての疑問などなど、実際体験して分かる問題点が書かれておりました。

その中で、やはり低い土地での避難所に対しての確保、現実的な高所避難所の必要性という意見もございました。私はこのアンケートの意見に同調しております。

アンケート調査に対しての総合的な感想並びに、次の、今年度のワークショップにつなげられる項目はございましたか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 昨年度の防災ワークショップは、避難所運営をテーマに実施をいたしました。主に避難所のレイアウトをグループごとで検討し、まとめた意見を発表することで、子供や高齢者、障がい者などといった配慮が必要な方への部分にも触れた形で、避難所運営について広く御理解いただけたと思っております。

また、そのレイアウトを踏まえて、実際に段ボールベッドや間仕切りパーティション、簡易トイレなどといった避難所資機材を設営していただき、実際のイメージをつかんでいただけたと思っております。

アンケート結果につきましては、満足以上の回答をした方が、レイアウトを検討するワークが84%で、資機材設営のワークが93%と、全体を通して大変有意義なワークショップが実現できたと思っております。

今年度は、細かい反省点を改善しながら、次のステップとして避難所運営の避難者の受入れと対応を主な内容として実施する予定をしております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これも先ほど述べたわけですが、避難所運営の防災ワークショップには自治会の防災会の一員として参加をさせていただいたわけですが、段ボールベッドや間仕切りパーティションなど、避難していただいきなり組み立てるというわけではなく、一度でも体験できたことは有意義なことだったと思います。

しかしながら、弥富市全体で集まる説明会及びまとめのワークショップなどはまあまあの人だったんですが、各学区で行われた分科会、実践編ですか、やはり出席数ということはどうしても少なく、限定された方しか参加できていないように感じ取りました。本年度は昨年度の4回から2回と日数を減らしてということですが、各防災会、5人以上の参加の依頼文が出ているらしいです。多くの方々の出席を望んでおります。

この項目最後に、市長の本年度施政方針演説では、想定される大規模な激甚災害に備え、地理的特徴による浸水被害の発生が懸念される。緊急時避難場所の確保や広域避難に関する協定など、各種災害協定の締結を推進していくと述べられております。

また、弥富市は愛知学院大学と浸水時における広域避難に関する協定が締結されております。市内においての風水害による高潮、洪水、また地震・津波による浸水が発生、またおそれがあるときに市民の広域避難が可能となるものであります。

これは、事前に進路が予測され得る台風とか大地震発生後予見される津波などには十分活用できるものですが、短時間集中豪雨で、いきなりの警戒レベル4の避難指示が発令される可能性もないとは限りません。

総括して、市長、答弁をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市は、今後発生し得る大規模な浸水被害から犠牲者ゼロの実現に向けて、今後も引き続き関係機関と協議・連携しながら対策していきたいと考えております。

まずは各学区コミュニティの防災訓練、また本市の防災出前講座や防災ワークショップにより地域防災力の向上を促進するとともに、昨年度に引き続き愛知学院大学への広域避難訓練を実施し、自主防災会に参加していただき、地域へ周知してまいります。

さらに、内水区域の排水を担う排水機につきましては、排水機能の維持・増強のため更新整備などを適時適切に行っていくとともに、排水路の更新整備も順次行うことで内水氾濫の

抑制に努めてまいります。

また、特別警戒クラスの大型台風の襲来に高潮が発生すると、木曽川左岸堤の高潮対策未整備区間、国道1号に架かる尾張大橋周辺の堤防から、越波、越水による浸水被害のおそれがあります。この緊急対策として、国土交通省木曽川下流河川事務所により、大型土のうの設置による対策が取られることになっております。

今年の5月には高潮による堤防越水対策訓練、土のうの設置訓練ですが、木曽川グラウンドにおいて実施されました。しかし、訓練の結果、当初予定しておりました2時間の所要時間を1時間オーバーして約3時間かかったため、時間短縮するよう対策の改善要望をしております。

この対策は、あくまでも応急的な対策であり、本市といたしましては、以前から要望しております止水扉等の設置による浸水対策を引き続き要望していくとともに、洪水による河川氾濫の抑制のために、尾張大橋付近の砂州のしゅんせつ工事も引き続き要望してまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 今回は、地震、津波ということではなく、線状降水帯や短時間集中豪雨に対しての質問に特化していききました。

また、答弁にありました高潮による堤防越水対策訓練であります。やはり止水扉、または以前私が質問させていただいたと思いますが陸閘、こちらを国に要望していただくこと、そしてまた昨日も夕方に局地的な豪雨がございました。外水氾濫、内水氾濫とありますが、内水氾濫に関しては、時間当たり50ミリの雨量では弥富市においてはひとたまりもないということでございます。

これからも排水機場、排水路、国・県からの支援をいただきながら、より充実していくこと、これらを強く要望いたしまして、次の項目へ移らせていただきます。

それでは、2つ目の項目、新しい学校生活に向けてを質問していきます。

まず、新しい制服についてでございますが、令和3年9月議会にLGBT教育の現状と課題について、市長へ詰め襟とセーラー服からブレザーへ変更してはという質問を私はいたしました。その時点では、情報収集を行い、必要性に応じ対応するとの答弁をもらってまいりました。

本年5月8日から6月6日まで、令和6年度4月から新制服の導入に向け総選挙を行い、2,003名の皆様から投票の協力をいただき、7月26日付で結果がホームページに上がっております。

この選挙では、ただ単純にどれがよいかを投票していただいただけで、感想、意見などは求められなかったのですか。また、教育委員会などの協議の中で、新制服採用に至った経緯を併せて伺いたいと思います。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 中学校の制服について、機能性や活動のしやすさ、多様性への配慮の観点から選択の幅を広げるよう、女子生徒のパンツスタイルを含めた男女共通のブレザースタイルの新制服について、令和4年6月に市内校長会や同年7月に教育委員会にて保護者と児童・生徒にアンケートを取ることを決定し、アンケートでは導入の可否のみならず、制服の素材や機能等、多岐にわたり意見をいただきました。その結果に基づき、9月にPTAを含めた制服検討委員会を立ち上げ、令和6年4月に新制服を導入することを決めました。

検討委員会にて協議し、決めました3種類のスカートとスラックスの生地やボタン、各学校のエンブレムのそれぞれ1つを選ぶ選挙を令和5年5月8日から6月6日の間で行い、新制服を決定いたしました。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） このブレザー移行が何かいけないということではございません。保護者の方々から、どうやって新しい制服に決まったのかというようなことを聞かれて、こういった質問になったわけですが、PTAを含めた検討委員会での導入決定であったということ、広く保護者を含めた関係者の方々へアナウンスしていただくことをお願いして次の質問に移ります。

本日、5階議場横にも展示をしてあります。8月7日付で新制服決定と展示の案内を見せいただきました。8月7日から9月10日まで、市役所1階市民プラザと弥富まちなか交流館2階で展示とのこと。小学校では授業参観や、中学校では学校祭、授業参観で保護者の皆様に御覧いただくということになっております。

この新制服のブレザーからボトムス、スカートはもちろん自由に選択できると思うのですが、現状、詰め襟、セーラー服は、現在の中学1・2年生の生徒は全てブレザーへ一新なのでしょうか、選択可能なのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 新制服は一斉に変更するものではなく、現在の制服に追加する形で導入するものですので、現在の詰め襟の制服やセーラー服をお持ちの方は、そのまま御使用いただけます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これは次年度入学の新1年生、こちらにも選択自由ということなんですね。

選択肢を多くしたことは、押しつけではなくよいことだと思いますし、これこそがまさにブレザー導入の意義なんだと思う次第でございます。

それでは、教育長にお聞きをいたします。

昨今、ジェンダーフリーとジェンダーレスがよく混同されがちでございますが、ジェンダーフリーとは性別によって生まれる差別や格差をなくすという意味合いがあり、ジェンダーレスは男女の境界や性差をなくすという意味でございます。格差や差別をなくすのと性別をなくすとの違いということだそうです。

世界経済フォーラムの調査によりますと、日本はジェンダーへの考えが先進国中最低のレベルだということを唱えられております。男女は生物的に差があり、力の強さの違いなど得手不得手があって当たり前で、他人などから決めつけられることはあってはいけません。

教育委員会としての考え方、生徒・児童への教育方針について、教育長にお聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えします。

学習指導要領には、子供の発達段階に応じて、小学校では他者との人間関係の構築、中学校ではさらに男女の相互理解と協力、性的な発達への対応についても指導するとされています。

これを踏まえ、担任を中心に子供一人一人の個性や特性、思い、願いの理解に努め、不安や悩みの解消に努め、教育活動の中では性の多様性の理解を進め、差別や偏見の払拭について継続的・計画的に指導しています。

具体的には、子供を呼ぶ際には男女ともに何々さんと呼んだり、名前も男女混合名簿を使用したりしております。今回の新しい制服の導入も、その一つと考えております。

今後も様々な機会を通して、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができるよう、人権教育を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 昔、私が小学生だった頃、担任の先生が、授業中は男女関係なく、さんづけで呼び合いましたと言われたことを思い出しました。その頃は恥ずかしさのほうがいっぱいであったわけでございますが、現在、それを思い返しますと、先を見据えた先生がいたんだなということでした。

小学校から中学校へと、こういった教育が進められ、次世代の子は現時点のジェンダーという問題すらなくなっていくのだろうと思います。

次に、市内小・中学校の水泳授業について聞いていきたいと思っております。

弥富中学校は開校当時からプールは存在していない。弥富北中学校はろ過装置の不具合で使用してない聞いております。十四山中学校での現状はどうなっておりますか。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 市内中学校の水泳の授業は、弥富中学校と弥富北中学校は1年生のみが実施しており、生徒は市有バスを活用し、十四山中学校のプールを利用して授業を行っています。

十四山中学校の生徒は、全学年が水泳の授業を行っています。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 弥中、北中は1年生のみが市有バスを使って十四山中学校へ行っているということでございますが、弥中と十中との合併も迫っております。今後の中学校の水泳授業を考える時期になってきているのではないのでしょうか。この後、明日、複数議員から水泳授業に関して質問があるそうですので、ここでは問題提起だけにしておきます。

次に、全国的にプール施設の老朽化が進んでいて、改修費用は億単位になっていると言われております。近年の酷暑や豪雨で授業ができなくなっているかとは思いますが、水難事故を防ぐ着衣泳などの授業は大切でございます。

現在の、各小学校は自校でプールを持っていると思いますが、各小学校のプールの築年数を教えてください。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 市内小学校のプールの築年数は、弥生小学校は45年、桜小学校は42年、大藤小学校は42年、栄南小学校は42年、白鳥小学校は49年、十四山東部小学校は35年、十四山西部小学校は52年、日の出小学校は10年でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 答弁によると、日の出小学校以外は築年数が大分いつているということでございますが、統廃合が今後行われるのであるならば、数校は廃止という案も出てくるのかもしれませんが、これに関連して次の質問に移っていきます。

学習指導要領では、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げることとされております。プールに代わってウレタン製のマットを使用して、あおむけに水に浮く体制を体験させるような授業は残念でございます。

将来、小・中学校の水泳授業はどのように行っていくのか。小学校は現在統廃合への計画が進んでおりますが、2校で1つのプールという考えはないのでしょうか、将来像をお聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 現在の学校指導要領では、小学校の高学年ではクロール、平泳ぎの技能を身につけることと、安全確保につながる運動、すなわち背浮きや浮き沈みをしながらタイミングよく呼吸をしたり、手足を動かしたりして続けて長く浮くことができる

ようにすることを狙いとしています。

この地域では、今から64年前に伊勢湾台風という甚大な水害により多くの命が奪われてしまいました。そのことを踏まえ、小学校においてはプールの授業において着衣水泳を行うなど、水害や水難事故への備えも行っています。そういったことも踏まえまして、再編後の小学校を含め、各小学校で水泳授業を行っていく考えでございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 各小学校でプールを賄っていくという答弁がございましたが、確かに水泳授業は、特に小学生には必要なものでございます。今後、修繕ないし建て替えには、似通った築年数でございますので、計画的に実行していただくことを願い、次の質問に移ります。

次の質問、ラーケーション活動導入について聞いていきます。

愛知県教育委員会は、親の休みに合わせて子供が学校を休めるラーケーションの日が9月から導入されます。活動例のポータルサイトを立ち上げ、具体例を示し、疑問に答えているそうです。サイトでは、7種類の活動例をイラストつきで紹介していきまして、平日の史跡見学や農業体験など、遠出をせずにできる例も示されております。

ラーケーションとは、学習のラーニングと休暇のバケーションを組み合わせた造語で、単なる休日ではなく、家族で学習活動計画、実践することを促しております。サイトのQ&Aでは、活動は保護者と一緒にやる、体験や探究の学び・活動の2点を満たすことが条件と説明をされております。

この日を採用した学校では、本年は2回でございますが、年3日間取得でき、欠席扱いにはならないとされております。

弥富市としては採用していくのでしょうか。採用していくのであれば、生徒・児童並びに保護者への説明は既になされておるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 本市におけるラーケーション事業につきましては、本年度は試行的に実施することとしまして、取得日数を1日とし、10月1日から導入することとしています。

ラーケーションの日を利用する場合は、連絡アプリを活用してラーケーションにて欠席する連絡を入れていただくことになります。

保護者への周知につきましては、本日、9月11日に連絡アプリを使いお伝えしております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） この一般質問の通告後に、9月に入ってから、新聞報道で、来年の1月までには県内の53市町村がラーケーションを実施し、弥富市は10月1日から、また高校

や特別支援学校でも始まるというような記事がございました。

また、この愛知県は今年から11月27日のあいち県民の日を含む21日から27日のあいちウィークの期間中に、平日の1日を学校休業日とする県民の日学校ホリデーも開始すると同時発表されておりました。

一昔前に私が子供の頃を思えば、こんな制度が出てくるかは予想にもしておりませんでした。これがまさしく多様性というものなんでしょうか。いずれにいたしましても、土・日休みではないお父さん、お母さんという家庭もございます。親子でこれまで以上に様々な経験が送れば、よい制度導入になっていくのではないのでしょうか。

最後に、特に新制服に関しては、当時、教育委員会において各中学校の生徒、教員、PTAからの情報収集を行い、その必要性に対し対応と、冒頭でも市長答弁ということでございましたが、最後に市長のほう、総括してお願いをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 子供の頃からジェンダーに理解のある人の育成をしていくことは、人権教育として大変大切なことであります。その一つとして、中学校の制服につきまして、機能性や活動のしやすさのみではなく、多様性への配慮の観点から制服の選択肢を増やし、ブレザースタイルでスカートとスラックスを自由に選べる新制服を令和6年4月から導入することといたしました。多様な性が尊重され、認め合える社会の実現に向け、学校での教育を引き続き行ってまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 新制服にせよ、ラーケーション活動にせよ、現在の学校生活が、これがまさしく多様性なのでしょうね。これが今の現実でございます。受け入れながら、将来を担う子供たちが当たり前のような生活になっていく、何も問題にならないような世の中になっていくことを願い、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

弱者を助ける介護保険料について、そして高い介護保険料の見直しをと題し質問いたしま



す。

最初に、弱者を助ける介護保険料について伺ってまいります。

2024年度の介護保険制度改定に向けて、国では議論がされています。2割の利用者負担対象者の割合を増やすことが検討中とされています。介護保険サービスの自己負担割合は3割、2割、1割のいずれかになります。利用者の前年の所得金額によって決まるこの介護保険サービス費用ですが、多くの方は1割負担です。それを介護保険の改定によって2割負担の収入の基準額を引き下げ、2割負担の対象者を拡大するというのが言われています。サービス費用1割負担の人が2割負担になるとは、サービス利用者の負担が倍になるということとで本当に大きな負担増です。介護施設に入所している市民が施設を退所、あるいは退所を考えなくてはならないケースなどもあると思います。負担倍増で通所サービスの利用回数や時間を減らすことも考えられます。その結果、体を動かす機会が減って体調を悪化させるというよくない循環が起きるということも考えられます。親戚や家族を含めると、介護に関係のない市民はほぼ見えないと思います。

では、介護保険に関して伺っていきます。

2024年度から2026年度の第9期介護保険事業に向け、弥富市では介護保険料の見直し作業が進められていると思います。市内の介護保険料の滞納状況を伺っていきます。

65歳以上の第1号被保険者で介護保険料を滞納している市民の人数を伺っていきます。1年の滞納者、1年6か月の滞納者、2年の滞納者の現在の人数を伺います。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 令和5年4月1日時点で、1年以上、1年6か月未満の滞納者が17人、1年6か月以上2年未満の滞納者が22人、2年以上の滞納者が62人でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 2年以上の滞納者62人ということで多いと感じます。

40歳から64歳までの第2号保険者で介護保険料を滞納している人数について伺います。1年の滞納者、1年6か月の滞納者、2年の滞納者の現在の人数を伺います。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 第2号被保険者の介護保険料につきましては、医療保険料と併せてそれぞれが加入している各医療保険者に納めていただくことになっておりますので、その納付状況については把握をしておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 介護保険料を滞納していると市が取る措置ですが、分かりやすくいう

とペナルティーですが、弥富市は介護保険料滞納のペナルティーとして、財産、預貯金などの差押えをやっていますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて給付制限などの措置が取られますので、その措置を受けないように年3回ほど催告書を送付し、納付を促しております。

なお、現在本市では、介護保険料の滞納に対する差押処分は行っておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 差押処分は行っていないということですので、次、人数を伺う予定でしたが、質問はやめます。

続けます。

介護保険料の滞納2年以上の市民に取る措置はどのようなものでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 2年以上滞納した場合は、介護保険料の未納期間に応じて、介護保険サービスを利用した際の利用者負担の割合を1割・2割の方は3割に、3割の方は4割に引き上げたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなる措置を行います。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 2年以上の滞納者に市が取る措置の中で、ペナルティー的な措置であるこの給付割合、負担割合の変更ですが、これらの措置を受け入れて利用している市民は何人いますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 現在、介護保険料の滞納により自己負担割合の引上げを行っている被保険者は4人でございます。そのうち2人の方が介護保険サービスを御利用いただいております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 計算上では、措置、ペナルティーを受け入れていない市民もいます。介護や支援が必要であるにもかかわらず、介護保険料を納めず、介護保険を利用しない市民というのは、どのような生活をしているのでしょうか。市は生活状況を把握していますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 本市としましては、これまでにそのような方への調査を行ったことはございませんが、何らかの介護や支援が必要とされる方はお見えになると思います。

例えば、民生委員さんや近所の方などから相談の連絡が入ることもあり、そのような場合は地域包括支援センターなどと連携を図り、直接訪問し、状況確認や今後の支援などについて検討を行っております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 貧困生活の中で介護保険料の支払いが苦しい状況、そして介護サービスも削って生活している市民がいる状況が見えてきます。2年以上介護保険料を滞納され続けた場合や、結果的に死去したり、どこかへ行ってしまった、転居した未納者の金額を最終的に市はどのように処理するのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 介護保険料は納期より2年が過ぎると時効により納めることができなくなります。また、相続人が不明の方や居どころ不明の方など、調査をしても支払いが不可能な場合は、不納欠損処分処理をすることになります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 不納欠損、言い方を変えますと時効とした件数は何件でしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 直近2年間の状況を申し上げますと、令和4年度の介護保険料不納欠損の件数は、実人数82人で316件です。令和3年度の介護保険料不納欠損の件数は、実人数86人で375件でございました。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 不納欠損までいってしまう理由ですが、行方不明や所在不明はあるかと思いますが、一番多い理由が生活の困窮から来るものではないかと思っています。

令和5年4月1日時点での介護保険料を決める所得段階の第1段階、第2段階の人数を伺います。お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 第1段階は1,296人、第2段階は731人でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 年金を受給していない方、受給していても年額18万円未満の方は普通徴収ということで、弥富市から送付される納付書で金融機関を通じて各自納めることになります。その部分で強制徴収ではないですから、毎日の食事などにお金を回してしまうと介護保険料滞納ということになっていきます。第2段階の世帯は年間収入120万円以下、第1段階の世帯は収入は年間80万円以下で、激しい物価高騰の中で余裕がない生活だと想像できます。生活保護受給者に肩を並べるほどの環境です。本当に生活が苦しくて、そんな状況でも

あえて生活保護を受給せず、生活保護基準以下の生活をして、結果的に介護保険料未納になる市民に保険料や使用料の支払いを強いている状況です。生活保護を受給していない第1段階の市民は何名で、その合計の年間介護保険料の額は幾らでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 第1段階の中で生活保護を受給していない方は1,146人で、その方々の年間保険料の合計は2,074万2,600円でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 物価高騰で大変生活が厳しい市民の方たちです。生活保護を受給していない第1段階の市民の年間介護保険料額を免除する考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 現在、第1段階から第3段階までの第1号被保険者の介護保険料は、公費による低所得者保険料の軽減措置を行った上の額になっておりますので、第1段階のさらなる軽減措置は考えておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 貧富の差が弥富市でも大きくなってきています。高齢者の中の弱者が住み慣れた弥富市で住み続けることができるようお願いして、次へ参ります。

続きまして、高い介護保険料の見直しをと題して伺っていきます。

弥富市の現金である介護保険支払準備基金に関して伺っていきます。令和4年度の介護保険特別会計で、介護保険支払準備基金に新たに積み立てた金額は幾らありましたか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 介護保険支払準備基金の新規の積立額は、利息を含め5,802万736円でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 3年で一区切りの3年目に積み立ててしまっていると受け止めております。令和2年度年度末、令和3年度年度末、令和4年度年度末の介護保険支払準備基金の額を答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 令和2年度末時点で1億2,834万7,049円、令和3年度末時点で2億624万4,033円、令和4年度末時点で2億6,426万4,769円でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 令和2年度末の介護保険支払準備基金の額、約1億2,800万円を確保して第8期介護保険料が算出されました。そして、令和4年度末の時点で介護保険支払準備

基金が増えています。今年度末には第9期介護保険料が算出されます。以前、第8期計画の計画期間である令和3年度から令和5年度までの間に1億700万取崩しを予定していると市から答弁がありました。令和2年度年度末、1億2,800万円だったわけですから、その金額から1億700万円を取り崩すものと私は思い込んでおりました。そして、介護保険料を値下げ、あるいは現状維持で第9期介護保険料が算出されると理解をしていたつもりでおりました。しかし、令和4年度末で基金が2億6,400万円ですから、1億700万円取り崩しても1億5,700万円、年度末に基金として残ることになります。第8期期間に取り崩すと答弁があった1億700万円の金額の根拠を答弁お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 令和2年度当時の介護保険特別会計の収支及び介護保険支払準備基金の残額を考慮し、取崩し可能な額を算定した額が1億700万円でした。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1億700万円でしたという過去形で今答弁もいただいています。取り崩す予定の金額以上にためていることになりますから、そもそも介護保険支払準備基金がたまってしまような保険料設定をやめ、しっかりと考えるときではないかと思います。

厚生労働省の見解ですが、計画期間の終了時には、期間の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇抑制に充てることが基本であると言っております。

私なりに計算してみたいので伺ってまいります。令和4年度末の基金の取崩しに大きく影響を受ける介護保険事業の第1号被保険者の数を伺います。お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 令和4年度末現在の第1号被保険者数は1万1,422人です。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 大まかではありますが計算してみます。現在、弥富市が持っている介護保険料支払準備基金が約2億6,400万円です。それを今答弁のありました1万1,422人で割ると2万3,113円になります。介護保険料は3年単位ですから36か月。2万3,113円を36か月で割りますと642円です。現在の第8期介護保険の期間の基準額となる所得段階の第5段階は月に6,050円ですから、そこからこの642円を引くと5,408円になります。第7期は5,540円でしたから、介護保険料を上げた分とそれ以上のお金が今現在基金になっていることになります。第9期は介護保険料を上げることはなく、下げることにも可能ではないかと考えています。現時点で来年の春から始まる第9期の保険料は、おおよそでも概算で出ますでしょうか、答弁お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 現在、介護保険事業計画等策定委員会では、昨年行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果分析や事業評価を行っているところでございます。介護サービス等の見込量や介護保険料については今後検討していくことになりますので、現時点では概算でもお出しすることはできません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料算出に当たり基金を取り崩すことが基本的な考え方であるという会計検査院の見解があります。介護保険料を取り過ぎなければ、そもそもたまることはありません。たまらなければ取り崩す計算もそもそも要りません。第8期の介護保険期間が始まる時点で約1億2,800万円、市は基金として持っていました。大ざっぱでありまして恐縮ですが、私の計算では、今の第8期の介護保険料は値上げせず、第7期のままの保険料でいけたのではないかと考えています。

愛知県の見解ですが、基金は保険料なので、3年間で終了すれば次の期に返すのが原則と言っています。介護保険料支払準備基金を1億円程度は残すという弥富市独自の決め事があるのでしょうか。基金を使い切る考えも含め、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 本市では、介護保険特別会計の収支状況や介護保険支払準備基金の残高を考慮し、基金の取崩し額を算定しております。例年、介護保険支払準備基金の残高近くを取り崩す計画としておりますので、市として1億円程度を残すという取決めはございません。

令和3年度及び令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、介護給付費が当初の見込みより少なかったことから、介護保険料支払準備基金を積み立てることができました。

なお、今後の介護保険支払準備基金の運用につきましては、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことに伴い、介護給付費の増加が見込まれることから、介護保険特別会計の財政収支をしっかりと予測し、基金残高の範囲内で適正な額を取り崩すことを考えていきます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 厚生労働省や県の見解のとおり算定していくという印象の答弁ですが、実際は多めに集め、そして残しています。第9期の介護保険料の算定に当たっては、ほぼ使い切りまで頑張って計算していただきたいですが、市側としては、ぎりぎりを攻め過ぎて赤字にしたいくないという思いがあるのかもしれないとも思っております。介護保険特別会計で赤字が出ることになった場合に、県の財政安定化基金から貸付けを受けるという方法がありますが、いざというときには財政安定化基金から貸付けを受けることについての市の見解は

どうでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） 介護保険財政安定化基金の貸付金は、次期計画期間において保険料を財源に償還するもので、借金ということになり、将来の介護保険料が大幅に増額になる可能性もございます。万が一のときには、介護保険財政安定化基金を利用することになりますが、できるだけ利用しないように介護保険料を算定してまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 弥富市は、現在、12段階の保険料設定ですが、例を挙げますと、津島市は17段階として介護保険料の値上げを抑えています。段階を増やすことで、低所得者の倍率を低く抑えていただきたいと思います。所得基準が弥富市は上限1,000万円ですが、1,500万円にしている自治体は県内で8自治体ほどあります。所得基準を見直し、力のある市民にはそれに応じた負担をしていただき、介護保険基準額を低く抑えて、経済的弱者を助けてほしいと考えます。県内で3番目に高い介護保険料は名誉ではありません。

最後、市長に伺います。

介護保険支払準備基金を3年一区切りの原則でほぼ使い切り、12段階をもっと増やし、所得基準を上げ、来期、第9期からの介護保険料を値下げ、あるいは現状維持で弱者を助けてほしいですが、考えをお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在、令和6年度から令和8年度までの3か年の介護事業及び高齢者施策の基本指針となる第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定を進めているところでございます。策定に当たりましては、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、介護サービスの見込量やニーズ、被保険者数の推移などを的確に推計し、適切に対応してまいります。

また、保険料の算定に当たりましては、社会保障としての給付と負担とのバランスを保ちつつ、本市が持続可能な保険者として運営していくため、介護保険支払準備基金の状況を踏まえるとともに、保険料の所得段階の細分化も視野に入れ、適切に算定してまいります。

市民の皆様が安心して介護サービスを利用いただけるよう、また介護保険制度を今後も持続可能なものにするためにも、第9期介護保健事業計画等策定委員会に諮りながら、計画の策定及び保険料の算定をしっかりと行ってまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 介護保険制度が改定され、介護保険サービスの負担割合が上がっていくことも予想されています。きめ細かい計算で介護保険料を安く抑え、保険料の部分でも市民の生活を助けていただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

通告に従いまして、誰も孤立させない、共生のまち、弥富市を目指してと題して、孤立・孤独対策について以下質問をしてみたい。

コロナ禍で顕在化・深刻化した孤独や孤立の問題に対して、その予防と、当事者や家族らへの適切な支援を総合的に推進するため、本年の5月31日に孤独・孤立対策推進法が成立をいたしました。同対策を規定した世界で初めての法律であります。

推進法は、基本理念で孤独・孤立について、人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得るものであり、当事者の問題は社会全体の課題であると明記されております。省庁横断的な取組を推進するため、首相を本部長とする対策推進本部を内閣府に設置をし、対策の指針となる重点計画を策定、もうしていますけれども、しております。当事者などへの相談支援のほか、国による自治体や支援団体への支援、調査・研究の推進にも努めていきます。自治体に対しましては、支援団体を含む官民が必要な連携・協働を図るための地域協議会を設ける努力義務を課しており、来年、令和6年4月1日から施行されます。

孤独・孤立問題は、現代における非常に重要な社会問題であります。無差別に人を殺傷する通り魔事件の加害者は、しばしば、誰でもよかった、または世の中に復讐するといった犯行動機を口にします。多くの犯人は社会的に孤立をし、行き詰まり、自暴自棄になった挙げ句、凶行に及んでおります。果たして彼らは理解不能なモンスターであり、ただただ社会から排除すればよいのでしょうか。もちろんこのような犯罪は到底容認はできません。しかし、このような犯罪に至らしめた社会のゆがみ、私たちが暮らしている現代社会こそが孤独・孤立を生み出し、このような犯罪を生み出す一因になっているとの視点が必要だと考えます。その意味で孤独・孤立対策は決して他人事ではありません。

内閣官房が定めた孤独・孤立対策重点計画は、その理念として、孤独・孤立は人生のあらゆる場所において誰にでも起こり得るものとして、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものであり、社会全体で対応しなければならない。さらに、人間関係の貧困とも言える孤独・孤立の状態は、痛みやつらさを伴うものであり、命に関わる問題であると記しております。



私はこの考え方に全面的に賛成であります。こうした基本認識に立って、孤独・孤立対策を進めることが重要であります。孤独な誰かを救うことは、誰にでも起こり得る私たちの孤独を救うことにつながるからであります。

まず初めに、孤独・孤立対策推進法の成立、来年4月の施行に当たり、市の現状と認識を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 社会の変化により、個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中、日常生活もしくは社会生活において孤独を覚えること及び社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立対策推進法が本年5月31日に成立し、令和6年4月1日に施行されます。

同法においては、地方公共団体の責務として、法の基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有することとされております。

本市では、これまで独り暮らしの高齢者、いじめや虐待、ひきこもりなど、孤独・孤立に関連する様々な施策を展開してまいりましたが、今後は新たに施行される法の体系に基づき施策を位置づけるとともに、法の基本理念である、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に社会全体で対応し、当事者や家族等の立場に立って施策を推進するを念頭に、関連する施策の推進が必要になるものと認識をしております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今回、世界で初めて、この孤独・孤立対策についての法律というのを出したのはこの日本が初めてです。対策の担当省庁をつくったのはイギリスが先進でやっていらっしやいまして、日本が世界で2番目ということです。本当に今の日本の状況が孤立してしまっている。なかなか人と連携が取れないような、何というか、さみしいといえますか、こうなるとどうなるかといえますと、結局モラルというのがなくなっちゃうんですね。何が正しいか、何が間違っているのか共有することができないわけです。

そういったことも理由となっていて、いろいろ高齢化であるとか、障がいであるとか、そうなる要因、一因というものが解決されないといけないわけですけども、普通の健常者でさえ、今はもうなかなかプライベートが大事にされる時代ですから、ちょっと孤立することが多くなって、どうしても常識が破綻していくといえますか、先ほど冒頭に申し上げました訳の分からない犯罪というのも増えていっちゃうと。本当に社会の問題なんだと、今部長の答弁から、市としてもしっかり認識をしていると、そういうふうな理解で以下質問を続けてまいりたいと思います。

冒頭でも申し上げましたが、コロナ禍の影響で子供や若者、女性の自殺が増え、DV、虐待、鬱、ひきこもり、孤独死など社会的孤立の問題は深刻化しております。また、既存の制度のはざままで新しい生活困難層が増え、地域には帰属先を失った人々の孤立が広がっております。社会的孤立は様々な問題を生み出すだけではなく、健康悪化や経済の不安定化、社会保障給付費の増大等、社会に大きな影響を及ぼすことが懸念をされております。

また、内閣官房、孤独・孤立対策担当室の調査から、16歳以上の社会的に孤立していると感じている人の割合が40%以上に上るとの推計が示されております。ちょうどこのグラフでいうたら赤い部分ですね。

有識者や民間支援団体等による様々な調査の結果から、重点計画には以下の3点の認識を持つことが重要であると指摘をされております。

今出ているんですけれども、まず1点目は、社会的孤立は個人の問題ではなく、社会の問題であるということ。社会的孤立とは、社会とつながりたくてもつながれず、社会から排除されている状態であり、個人の問題ではなく、社会全体で対応すべき問題であり、国を挙げて取り組むべきであるということであります。

2点目は、社会的孤立は見えにくい。孤立している当事者はSOSを出せない。そして孤立は外から見えにくい。だからこそ誰もがSOSを出しやすい環境や、孤立している当事者の声を丁寧に聞き、必要な支援につなげていく。伴走していく支援者の存在が重要であるということであります。

そして3点目は、孤立対策は地域共生社会づくりであるということです。地域で様々な起きている孤立の問題を他人事ではなく自分事と捉え、行政と地域住民、NPOや企業等、あらゆる主体がつながり、支え、支え合うことは地域共生社会づくりそのものであり、相談支援の充実とともに予防的観点も持ちながら、地道で息の長い継続的な支援が必要であるということであります。

以上3点の認識に立って、以下質問を続けます。

基本理念である社会的孤立の問題は個人の問題ではなく、社会全体で取り組むべき問題であるとの認識を市行政で共有するとともに、広く市民全体で共有をし、孤立している人を含め誰もがSOSを出しやすい環境づくりに取り組むことが重要であります。

これ、出ていますのは、既に多くの自治体では、広報、ホームページ等から内閣官房孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」の紹介やリンクを貼り周知に努めております。また、多くの民間企業のホームページにもリンクをされ、社会全体の問題としての取組が進んでおります。

このウェブサイトは、悩みを抱えている人が幾つかの質問に答えると、約150の支援制度や窓口の中からその人の状況に合った支援をチャットボットで探すことができます。残念な

がら弥富市のホームページ内を検索してもヒットしません。まずは問題を共有、周知をするためにも弥富市も取り組むべきであります。誰もがＳＯＳを出しやすい環境づくりと、問題の共有、周知について、どう取り組んでいくのか伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 孤独・孤立対策ウェブサイトは、孤独・孤立で悩みを抱えている方に向け、各種支援制度や相談先を一元化し情報発信することを目的に令和３年11月に内閣官房が公開したものでございます。

本市におきましては、ひきこもりに関する相談窓口については市ホームページで公開しておりますが、議員御指摘のとおり、孤独・孤立対策ウェブサイトを紹介したページについては現状ありませんので、今後、市ホームページに孤独・孤立ウェブサイトへのリンクを掲載するなどの対応を行い、この問題について周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） これは一つの活動の一端でしかすぎないということをまず申し添えておきます。

今言った内閣官房の「あなたはひとりじゃない」、このウェブサイトなんですが、リンクフリーなんです。リンクフリーなので、もちろん市ホームページだけじゃなくて、市の関連の例えば社会福祉協議会であるとか、学校とまではいいませんが、いろんなところに、今も大手通信会社とか、大手企業さんのホームページにも必ずリンクをされているのが現状です。見ていただくとよく分かります。

これって実は10か国語で見ることができるようになっています。ただ、バナーを押した段階では日本語しか出てこないんですよ。ですので、その辺何か工夫して、外国語でも、せめて英語で２段表記にするとか、行きやすい形を取っていただいたほうがいいのかなと思います。一応10か国語の対応ができていますということです。バナーも大中小のバナーが選べるということでございます。ちょっと決まり事がありますけど、それはしっかり読んでいただいて、弥富市の市内の一般企業さんとかにも、もし貼っていただけたらいい周知につながっていくんじゃないかなと思います。ぜひよろしくお願いします。

続けます。

社会的孤立の問題を他人事ではなく、我が事として捉え、解決していくに当たっては、まずどのような世代が、どういう人が、どのような孤立状態であって、何人ぐらいいるのか等、実態を具体的に把握をし、抱えている課題の見える化を図ることが重要であります。特に今までの統計や調査では十分に把握できていない事例や、コロナ禍の影響で孤立が深刻化している事例、例えばひきこもり、実質的失業者、仕事から家庭からも孤立をしている单身女性、親がいても親に頼れない子供・若者、身寄りのない人、ヤングケアラー、ダブルケア、低所

得の二人親家庭、社会的養護経験者、孤独死、無国籍、無戸籍、刑務所出所者、外国人、性的マイノリティー、認知症や障がい者等をリストアップして、実態把握、課題の見える化に取り組むことが重要です。市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 孤独・孤立対策推進法では、孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査・研究について国が推進するものと定められており、法の成立に先立ち、内閣官房が令和3年より孤独・孤立の全体像を概括的に把握するため全国調査が行われているところでございます。国においては、本調査に関するデータの蓄積が十分ではなく、今後も調査方法の見直しを行いながら継続的に調査を実施していく方針でございます。

本市におきましては、65歳以上の方を対象に昨年12月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におきまして、ひきこもり状態の有無等について調査したところですが、孤独・孤立の全体像を把握するには至っておりません。孤独・孤立に対する国、県、市の取組を周知するためにも、実態調査を実施する意義は大きいものと考えます。このような状況を踏まえ、本市といたしましては、国の調査結果を参考の上、実態調査の実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 部長の言われたとおりで、その実態調査がないと、いろいろ相談支援とか、孤独・孤立対策についてどれだけの人がいるのか、どういう対策を打っていいのか、まず分からないですね。これが取りかかるときは一番大事なんじゃないかなと。

孤立対策の省庁が立ったときに、都道府県、政令市も含めて29の団体がこの孤独・孤立対策を講じておるんですけれども、その中でもプラットフォームという全体の協議会の設立とともに、先立ててやっぱりその実態調査というのがすごく大事であるということを述べられております。その実態調査のやり方につきましても、各市のホームページ、また官房のホームページにも、どういう調査をやったのかという調査票なんかも見本で載っておりますので、ぜひそれも利用しながら、弥富市独自の、どういう状況なのかというのを明確に把握していただいて、まずは調査を行っていただきたい、そのように思います。

そして、実態が把握をできれば、その傾向が見えてまいります。その上で社会的孤立や孤独を測定できる指標を作成し、対策の効果を実証的に分析するとともに、要因分析や社会に与える影響等についても継続的に調査・研究を行い、実態や支援ニーズに即した持続可能な政策立案を行う基盤を整備することが重要であります。市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 議員御指摘のとおり、実態調査は一度実施す

れば終わりというものではなく、継続的な調査を行い、指標等を設定した上で経年比較することにより事業効果の分析が可能となるものと考えますので、国における調査・研究の状況を注視しつつ、実態調査の実施と併せて検討をまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） ぜひお願いします。

続けてまいります。

相談することすら難しい、ＳＯＳが出せない人、出し方が分からない人がいることを念頭に置いて、既存の行政サービスを申請主義から脱却をし、原則プッシュ型に転換する必要があると思います。ただし、プッシュ型で情報が届いたとしても、それを活用するかどうかは別問題であり、情報を届けるだけではなく、支援が必要な人には着実に届くようにアウトリーチによる支援も強化をしなければなりません。

また、手続のデジタル化に当たっては、様々な困難を抱えている人たちが決して排除されることがないように、当事者の意見を踏まえ、制度設計・運用するとともに、手続をサポートする仕組みも構築する必要があると思います。従来の申請主義からの脱却等について、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現状におきましては、民生委員による福祉票作成時や、地域包括支援センターによる88歳おたっしや訪問時において、当事者からの相談やＳＯＳがなくても、必要に応じて関係機関と連携の上、積極的に介入し、サービスの導入や手続の支援を行うケースはございますが、どうしても対象者は限られてまいります。それ以外に潜在的な孤立者がどの程度存在するのかを把握するためには、当事者等に対する支援に直接関わる地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、生活自立支援センター等の関係機関との連携及び協働が必要不可欠となります。

孤独・孤立対策推進法においては、これらの関係機関により構成される孤独・孤立対策地域協議会の設置が地方公共団体の努力義務とされておりますので、協議会設置の時期も含め、このような課題について議論をしてみたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） 先ほどの実態調査でも申し上げましたとおり、どういう状況であって、どのぐらいの人がどれだけおるのかということに対して、申請できる人は申請しに来られるわけですよ、相談でも何でも。だけれども、この孤独・孤立化の問題というのは、先ほども言いましたＳＯＳを出したくても出せない人がおると。その実態を把握するためにも実態調査って大事なんだと。それをいかにプッシュ型にしても、結局、先ほども言いましたように相談するしないは個人の自由なんですよね。だからプッシュ型で幾ら干渉したとしても、そ

の人が来なかったら話にならない。そこにもう一つアウトリーチを加えるということが本当の解決につながる道筋なんですけれども、そういった部分は先ほど部長がおっしゃられた協議会でどのように進めていくのか、どういう人の人脈とつながってその人につなげていくことができるのか、支援につなげていくことができるのか、こういうことを総体的にやっていかないとなかなか進まない部分がございますので、ちょっと一体的な実態調査から今の協議会に至るまでの話というのは全部つながっていることなので、ぜひ進めていっていただきたい、そのように思います。

続けてまいります。

孤立のリスクには、相談だけではなく、一緒に考え、伴走する支援者の存在が大変重要です。特にコロナ禍において、支援者がいなければ、支援がたくさんあっても支援につなぐことができない実態が浮き彫りとなりました。しかし、支援者の多くは、殺到する相談を前に休みがなく、超過勤務手当等もなく、ほぼ無報酬で対応しており、このままでは支援者が燃え尽きてしまいかねません。支援者が継続的かつ安心して支援ができるよう、雇用条件の改善や伴走型支援人材の育成システムの構築、社会福祉士や精神保健福祉士等、専門職の活用、相談支援の質の向上を図る研修やスーパーバイザーの配置、支援者同士が支え合い、情報共有ができる取組が欠かせないと思います。

その際、相談記録システムを統合化するとともに、多角的に分析・検証ができるシステムを構築することも重要であります。社会福祉協議会が地域共生社会の実現に邁進をし、コロナ化や災害等、非常時であっても地域での継続的なつながりを進めていけるよう、事業費のみならず人件費への財政措置を拡充する必要もございます。

また、ボランティア教育やボランティア休暇、ボランティア保険の推進等により、ボランティア育成の環境づくりも重要であります。支援者の育成、確保、サポートについて、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、国が作成した孤独・孤立対策の重点計画に孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、就労環境の改善、人材の育成及び資質の向上を推進する。また、心理的負担の軽減に資するよう、相談支援に当たる人材への支援を推進すると明記されております。孤独・孤立者に対する支援基盤の底上げや強化につきましては、地方公共団体が単独で行うよりも広域的に対応することで、より効果が発揮されるものと考えますので、法施行後の国や県の施策を注視してまいります。

なお、社会福祉協議会の人件費に対する財政措置につきましては、社会福祉協議会の安定した運営を図ることを目的に毎年補助金を支出しており、今年度の当初予算において大幅な拡充を行ったところでございます。引き続き補助金の適正化に努めるとともに、現在未実施

である重層的支援体制整備事業における社会福祉協議会の在り方も含め、社会福祉協議会の安定した運営に寄与してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） この孤独・孤立化対策を進めていく上で、人材の確保、人材の育成というのはすごく大事なところだと思います。現実、コロナ禍の中で相談を受けていらっしゃった保健所の方だとか、もう本当に気の毒で、もちろん医療従事者の方もそうなんですけど、支援する側が本当に燃え尽きてしまいそうな、そのぐらい、もちろん悩んでいる人が相談されるから、それはそれでいいんですけども、なかなか支援を受ける側の体制整備が追いつかない状況になってしまったというのがコロナ禍で浮き彫りになった課題でもあるなと思います。

今回、先ほどちょっとちらっと出ました重層的相談支援事業、これをするに当たっても、その体制整備をするに当たって一番大切なのはやっぱり人材の確保、人材の育成、これが中心になってくると思いますので、大変かと思いますが、今はこの社会問題としてこれを解決しないともっともっとひどいことになっちゃう、この世の中が。それを食い止める意味でも、先ほど一番最初に部長に答弁いただいた、市としてもしっかり認識をしているということです。何としても好転させるために、この孤独・孤立対策を推進していくというのはすごく重要なことだと思いますので、今もおっしゃった、特に生活自立困窮者自立支援事業というのは社会福祉協議会が請け負っていただいているんですよね。そういった意味でもすごい関係をしてくる団体でもございますので、しっかり連携を取って進めていっていただきたい、そのように思います。

続いて質問をしてみたいです。

8050問題やごみ屋敷、ダブルケア、老々・認々介護、孤独死等での孤立が既に進行している状況で、一人一人が抱えている多様かつ複合的な困難に相談支援で丁寧に関わり、就労や居住を含む多様なサービスや給付につなぎ、本人のみならず家族も含めて社会につなげていくためには、地域における包括的な支援体制の構築が何よりも重要であります。

2021年4月から、改正社会福祉法におきまして創設をされました重層的支援体制整備事業は、制度や属性ではなく、本人を中心として断らない相談支援と参加支援、地域づくり支援を一体的に実施をし、行政のみならず地域住民や支援機関等、多機関がチームとなって継続的に支援し続ける取組であり、社会的孤立を解決する基盤となる取組であります。孤独・孤立問題の要因は複雑・多岐にわたることから、当然必要となる事業と考えますが、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 近年、社会の在り方や国民生活の変化に伴い、

様々な支援ニーズが生じてきており、これまで福祉の政策として整備されてきた子供、障がい者、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは複雑化・複合化したニーズへの対応が困難となってきました。

このような背景の下、社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応可能となる包括的な支援体制の整備を目的とし、令和3年4月に重層的支援体制整備事業が創設され、本市といたしましても事業の重要性や必要性を認識しているところでございます。

また、社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画において、包括的な支援体制の整備に向けた取組の推進について反映することとされており、本市におきましては、現在未策定である地域福祉計画の策定に合わせ、重層的支援体制整備事業の実施を計画してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今すごい力強い前向きな御答弁がございました。その地域福祉計画におきましては、かなり後発になってしまいました。その上で重層的支援体制整備事業も進めていかれる。後発になったから、そのことを責めるつもりはございません。後発になったんだから、それまでに取り組んできたところのいいところ、悪いところを全部、いいところはしっかりまねして盗み取って、悪いところはしっかりいい見本にさせていただいて、他に類を見ない計画を策定いただいて、充実した重層的支援体制整備事業ができるように期待を込めてお願いを申し上げます。

また、議会の委員会としましても、来月、滋賀県の甲賀市のほうに先立って行っていらっしゃる重層的支援体制整備事業についての視察を担当課の職員さんと一緒に行くことになっておりますので、かなりちょっと責任が重くなったなど。しっかり議会としてもその整備事業が前に進むようにいい提言ができればなど、そのように思います。

じゃあ、続けて質問をさせていただきます。

電話やメール、オンライン相談、SNS等を活用した相談等の相談体制の多様化を図るとともに、土・日、夜間等24時間対応の相談体制を強化することが重要であります。あわせて相談員の人材確保・育成、国、県、支援団体等が実施をしている相談窓口の周知も必要です。どの相談窓口に来たとしてもたらい回しにせず、適切な支援につなげていくという意味での相談のワンストップ化を推進をし、相談窓口まで来られない人が潜在的に多数いることから、地域にいつでも気兼ねなく立ち寄り、相談できる居場所を増やす取組を推進するとともに、アウトリーチ機能を強化することが重要であります。市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 相談体制の多様化につきましては、国の孤



独・孤立対策ウェブサイトにおいて悩みの内容に応じた相談機関が多数紹介されており、その中には24時間対応やSNS等での相談可能な窓口もございますので、先ほど答弁しましたとおり、今後、市のホームページに孤独・孤立ウェブサイトへのリンクを掲載するなどの対応を行い、市民への周知に努めてまいります。

相談できる居場所の増強につきましては、本年8月より十四山支所内において、市民なんでも相談窓口を開設し、相談内容に関わらず、最初の受皿となるべき相談場所の整備を図りました。また、本年2月に健康福祉課保健企画グループをひきこもり総合相談窓口として位置づけ、市ホームページにおいて周知をしておるところでございます。

アウトリーチ機能の強化につきましては、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の在り方の中で市の方針を議論してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 申請主義からの脱却というところでも申し上げましたけれども、なかなかプッシュ型とアウトリーチをつなげて、そういう対象の方が相談しやすい体制づくり、これは口で言うほどに簡単ではございませんけれども、今多様な相談に対応していくに当たって、なんでも相談はあるんですけど、何で十四山なんやと言われる市民の方が実は多いんですよ。せっかく相談に行ったのに、また役所へ行かないかんやないかと。相談内容に関しては何でも言うから幅が広いわけですよ。幅が広いから、手続の仕方を相談しに行ったらまた市役所に戻らなあかんみたいなことにもなりかねません。そんな件数は今6件なのかな、お聞きしたらそのぐらいやったんで、今からでも遅くないので、庁舎に戻したらどうですかね。これは要望しておきます。

あくまでも重層的支援なり、地域福祉計画に基づいた相談支援体制が整うまでの一つの受皿として、なんでも相談も鳴り物入りで始まりましたが、これがいわゆるレセプション的な窓口に振るだけのような相談窓口やったら何でも相談といっちゃ駄目だと思います。そこで1つ行っただけで解決をする。その人が相談に行ったんだけど、相談が多岐にわたる部分に関しては、多岐の担当の課が代わる、問題は共有している、そういう体制が相談しに來られた方の本当の解決につながるものなんじゃないかなと。

先ほど支援体制、支援人材の確保というところでも言いましたが、今まで孤独、孤立、ひきこもりを体験した方がおっしゃっているのが、当事者じゃなくて、主体者、相談を受ける主体者の方が解決してあげようなんて思っちゃ駄目なんですって。どこまでもやっぱりその人が自立できるよう伴走する支援というのが一番大事であって、二度とその人が同じ孤立化に戻らない、そういう状況に陥らないためには、伴走して、その人が本来持っている力でそこから、そこをやっぱり立たせてあげる。もちろんにっちもさっちもいかない状況のときは助けてあげなきゃいかんのですけど、その人が本当に自立していける者であれば、やっぱり

しっかり理解をして伴走してあげる支援が一番大事。そうすると、その人が次、ピアサポーターとして同じような相談員になっていける、そういうつながりというのをつくっていくことが一応大事じゃないかな、そのように思います。

続けて、次は自殺に関してですけれども、毎年9月10日から16日は自殺対策基本法で定められた自殺予防週間であります。ちょうど今がそうですね。令和4年の自殺者数は2万1,881人で、コロナ禍以降、増加傾向にあります。特に女性が3年連続で増加をしており、小中高生では初めて500人を超えてしまいました。

いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP）の調査によりますと、1件の自殺（既遂）に対して20件以上の自殺未遂が発生していた可能性があるとの報告をされております。これによりますと、令和4年の自殺者数が2万1,881人ですから、自殺未遂者は40万人以上いたことになります。さらに自殺既遂・未遂に至らなくても、何らかの悩みを抱え、生きづらさを感じている人はそれ以上、相当数いることになります。

自殺の危機に直面している人を支えるための相談体制の抜本的な強化並びに周知啓発の強化を図るとともに、自殺防止の相談窓口のネットワーク化を図ることが重要であります。また、女性の自殺が増加傾向にある状況を踏まえ、DVや産後鬱、育児の悩みや介護疲れ等に対する支援を強化をし、それらと心のケア等との連携を強化すること、また非正規雇用の女性労働者の失業が急増している状況を踏まえ、女性に対する就労支援を強化をし、心のケア等の連携を図ることも必要であります。

国は、自殺未遂者が再び自傷する危険性が高いことから、自殺未遂者レジストリ制度の構築を急いでおります。それまでは医療機関と連携をし、自殺のハイリスク集団である自殺未遂者、自殺を考えたことのある人並びにその家族や友人等への支援の強化を図ること、また自死遺族等への支援の強化を図ることが重要であります。

そして、増加する児童・生徒の自殺の対策を何としても強化をするため、抜本的に考え直さなければなりません。様々な悩みや自殺リスクを抱えた児童・生徒を包括的に支援できるようにするため、相談体制の充実と子供の人権擁護機関の設置がまた必要になってまいります。

また、SOSの出し方に関する教育推進の強化、ITを活用した自殺リスクのアセスメントツール等の整備、精神疾患に関する教育を学校教育から推進を図ること。さらにゲートキーパー研修の実施、またSOSの出し方教育と連携した中高生及び大学生向けのゲートキーパーの育成の支援も重要であります。さらなる自殺対策の強化について、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 令和4年度に国が自殺対策大綱を見直し、若

年層や女性をはじめとした様々な人に対する支援を強化しております。弥富市の自殺者数は、過去10年を見ても減少傾向にあり、自殺死亡率も国や愛知県より低い水準となっております。しかしながら、心の健康をチェックできるころの体温計では、平成30年度と令和4年度を比較してみますと、男女ともに10代で悩みを持つ人の割合が特に増加しております。このことからより一層の支援強化が必要だと考えております。

健康推進課では、令和4年度から市内の小学校から高校までの若年層向けに、夏休みの出校日に相談窓口の一覧表を配付し、相談先を周知しております。

自殺対策を地域全体で取り組む問題と捉え、関係機関や団体とのつながりを構築することが必要で、今年度から自殺対策ネットワーク会議を設置し、医療・福祉・保健・教育・商工労働機関・民間団体で地域での連携強化に取り組んでまいります。

また、児童課では、児童や生徒の皆さんが学校や家庭など身近な人に直接相談しにくい悩みや困り事を電話や手紙など様々な方法で気軽に相談できる「やとみっ子お悩み相談室」を開設しております。

学校教育課におきましては、小学生から高校生までとその保護者を対象に子ども相談室「カラフル」を開設し、学校以外で相談できる環境を整えました。

孤独・孤立対策は、行政と民間団体等との連携など、自殺対策とも共通することから、連携を図っていくことが重要でございます。今後、関係部署、関係機関及び団体の協力を得ながら情報共有や連携を強化し、適切な支援につなげるよう取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） いろいろ相談窓口はあるんですよ。ただでも、先ほども何遍も言いますけど、相談ができる人はいいんですよ。できる人はまだ救いようがあります。できないような人をどうするかというのが今回の質問の趣旨でありますので、特に女性の妊産婦が多いというのが、弥富市はどうか分かりませんよ、けどもしっかりそれは子育てをしていく上で何かありませんかというアウトリーチ的な、またプッシュ型の相談支援を強化していただく。

何よりも今回のニュースであります子供の自殺者数が子供が減っているにもかかわらず、統計以降過去最高数です。小中高生。これはもう何とかして、何としてでもやっぱり減少に持っていく、ゼロにするぐらいの。

前回のヤングケアラーのときにも言いましたが、苦しい、家庭環境等で苦しい状況にある子供たちがなかなか相談に赴けないその理由は、子供たちが肯定するからですよ。これは僕が悪いんだとか、お母さんやお父さんは仕事が大変なんだとか、だから仕方ないんだ。子供は肯定するんですよ。肯定するから相談に行けないんですよ。そういう子をどうやって見つけるかというのは本当に至難の業。そういうことがあるということは、しっかり学校の先生方も気をつけていらっしゃると思いますけれども、大人の主観を通り越して、今のその

現状を本当に抜本的に考えていかないと絶対になくならないですよ。

そういう意味で、この自殺対策に関してはもうちょっと深くやってもいいんですけど、あまり自殺、自殺というのもよくないなあとしますので、何せ相談しやすい体制づくりを学校では教育の中でしっかりやっていただくこと。窓口を今いろいろおっしゃっていただきました。かなり市のホームページ等も豊富になりましたけれども、いろんな方面からそれが届くように、プッシュ型、アウトリーチ、全部踏まえて、危機のある人に関して届くような、積極的に干渉してあげてほしい。そのために実態調査というのはやっぱり大事になってくるんですよ。ぜひしっかりその自殺対策もこの9月だからやるというわけじゃなくて、どういう状況においても相談を受けて、それを確実に支援につなげて、その人が自身でその問題を解決できる糸口を見つけてあげるということが大事なんじゃないかなと、そのように思います。

次に、ひきこもり支援の充実について伺います。

ひきこもりは早期発見・早期支援が重要であり、相談窓口の周知や支援情報の提供、支援団体の積極的周知と橋渡しの推進を強化するとともに、ひきこもりへの理解を広く促進することが大切です。あわせてオンラインやアウトリーチにより相談支援に結びつける取組を強化するとともに、安心できる居場所と働く場を併設する取組もひきこもり支援推進事業の対象とするなど総合的支援の実施を推進するべきと考えます。

また、本人や家族の心情に寄り添う力のある支援従事者の育成・研修や、ピアサポーターの活用を進めるとともに、当事者活動への支援を行うこと、障がい者手帳がない場合であっても就労継続支援事業が利用できるようにするなど、一人一人の状況に合った支援が実施できるよう支援の多様化を図るとともに、ひきこもりの長期化・高齢化に伴い生じている親亡き後問題への対応を検討する必要があるとございます。

また、引き籠もっている本人だけではなく、家族サロンなど家族の悩みをサポートする体制も整備することも重要であります。ひきこもり支援の充実について、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ひきこもり支援に関しましては、以前は相談を受けた各課において支援が必要と判断される場合は、他の関係課や行政以外の関係機関と連携し、個々に支援や対応に当たっておりました。しかしながら、例えば8050問題のようにひきこもり者と高齢者への両方の支援が必要となるなど、ひきこもり世帯は複合的な問題を抱えているケースが多いため、どこの課が相談窓口となるか明確にされておられません。このような状況を改善するため、関係課と調整を図り、先ほども答弁いたしましたが、本年2月に健康推進課の保健企画グループを最初の受皿となるひきこもりの相談窓口として

定め、市ホームページにおいて周知をしているところでございます。

現在、厚生労働省において、ひきこもり支援マニュアルの策定が進められていることから、その動向を注視するとともに、重層的支援体制整備事業とひきこもり支援は大きく関連するものでございますので、支援体制の強化につきまして包括的に議論をしてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） 難しい対応だと思うので、健康推進課が今一次的な総合相談窓口になっていただける。これを解決しようと思うと、本当にまずその本人さんに会うまでに何年かかるかみたいなのところもあります。また、親御さんが蓋をしてしまう場合もございます。そういうふうになってしまった原因というのは、なかなか第三者の相談者の方が、だから何だという理由に至るまでかなりの労力と時間を要する部分もあります。

これにはやっぱり地域の応援であるとか、その家族について詳しい人の助言であるとか、だからこそやっぱり地域の包括的な対策が必要なんですよ。それが今後しっかり弥富市でも進んでいくように、ひきこもりの方が、なかなか高齢の方は難しいかもしれませんが、それでも先ほどの親亡き後の問題もございますので、部長の言われた８０５０もそうですし、深刻な問題として捉えて、少しでも解決に至るよう相談整備、相談ばっかり言っていますけど、要は相談なんです。それを待つか、行くか、プッシュするか。何せその支援につなげていくことからその問題の解決が始まるものですから、その体制整備をつくるのが今回の質問の趣旨でございますので、よろしくお願いします。

次に、個人情報の取扱いについて伺います。

個人情報保護法があることで支援したくても支援できない、早期介入しにくい、どこまで他の支援機関と共有できるのかといった声が支援現場から上がっております。また、セルフネグレクト等による本人が介入を拒否した場合、支援が必要であることが明白であっても介入ができないといった問題も発生しております。改めて個人情報保護法の解釈や取扱い、現行制度で可能な情報提供の範囲を自治体やＮＰＯ等民間団体関係者に分かりやすく周知をする必要がございます。

また、先進事例として、新規相談の際に事前に本人同意を得ていくという事例もございます。参考にすべきではないでしょうか。現実問題として、解釈の相違から必要な支援につなぐことができないことがないよう対応を考えておくべきと考えます。市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 個々の事例に対する当事者の個人情報等を関係機関と共有する際には、その都度、本人の同意を得ながら行うことが基本と考えられます。

しかしながら、支援の現場においては、本人の同意が得られず、支援に当たり連携すべき関係機関等との情報共有ができない事案や、本人のみならず世帯全体としての状況を把握することで深刻な状態であることが明らかになるケースもあります。

生活困窮者自立支援法においては、法に基づく支援会議を設置することで、本人の同意が得られない場合であっても、当該支援会議の場において関係者間での情報共有が可能となります。ただし、会議の構成員に対して守秘義務が課せられることになり、違反した場合は罰則規定が設けられております。

本市におきましては、この支援会議を今年度中に設置する予定としております。また、社会福祉法に基づく重層的支援会議においても同様の規定があるため、本人の同意が得られなくとも必要となる支援につなぐことができるよう体制の整備を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 国民、市民のための個人情報保護法なのに、それがいざとなったら支援の妨げになってしまうようなことがあってはならないと思うんですよね。そのためにもしっかり解釈の仕方の共有といいますか、そういうことがまず大事だと思いますし、支援第一ですよ。罰則とか今言いましたけど、確かに守秘義務はございますので、そういうことは犯してはいけませんけど、困っている人を救うというか、支援していくための問題であって、そのための、今ここに出したということは共有すべきことなんだと。これは行政だけじゃなくて、個人情報を持っている弥富市民一人一人と、いざ何かあったときに相談を受けるこの個人情報保護法が一つの盾になってしまわないように、しっかりいざというときにはそれを通り越して支援ができるように、また受けることができるように、そういう共有をする必要が今後はあるんじゃないか、そのように思います。

もっと今度、詳しくは重層的支援事業を進めていく上での、実質的にはまた福祉課からのいろいろな御説明を受けながら実務的な質問もしてまいりたいなと、委員会等でやっていきたいと思います。今回の委員会ではやりませんから。

このほかにも孤独・孤立問題となり得る事案はたくさんございます。就労支援の在り方、生活保護制度の運用、子供の貧困問題、デジタル化による孤立、性的マイノリティー、多子・多胎児家庭の問題、流産・死産等を経験した家族への支援、困窮する独り親家庭への支援、在留外国人の孤立防止、無戸籍者の孤立防止、社会的養護出身者の孤立防止、障がい者の孤立防止、高齢者の孤立防止、身寄りがない人への対応、ケアラー・ヤングケアラー支援、広域避難者の孤立防止など様々であります。大切なことは、孤独・孤立は社会の問題であり、誰でも起こり得るということを共有し、解決に向けて市全体で取り組んでいくことであります。最後に安藤市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 孤独・孤立は人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得る問題であることから、当事者や家族等の立場に立って社会全体で施策を推進する必要があります。

本市におきましては、これまで高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援について各関係機関等との連携を図りながら様々な福祉課題に取り組んでまいりました。そのような状況の中、来年度から2か年により、現在未策定である地域福祉計画を関連する課や関係機関と連携の上、策定を進めるとともに、併せて分野を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制事業の実施を計画することで、包括的な相談支援の体制を整備してまいりたいと考えております。

本市といたしましては、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指し、誰もが安全に安心して暮らせる優しいまちづくりを今後も推進してまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今回は、国が結局この孤独・孤立化問題に対する法律をつくられた。

先ほども言いましたが世界初です。取組としてはイギリスに次いで2番目ですけれども、それだけ社会、世界的に問題なのかな。要するに、先進国というのはどうしてもプライバシーの侵害とかにうるさいですから、そこを保護する法律ができることももちろんあるんですけれども、それが盾になって人とのつながりが希薄になってしまっている。

また、コロナ禍がそれに拍車をかけたという状況からのスタートになりますから、本当にこの孤独・孤立の問題を解決するというのは行政だけでは到底できない。相談窓口をつくったとしても、本当に市民と共有して取り組んでいかないと解決できない。先ほど防災の話もありましたけど、自助の次は共助ですよ。この共助ができなかったら、どれだけの被害が広がるか。やっぱり人と人が思い合って、人と人と助け合って、自主自立はしていく上での共助の関係というのは絶対大事だと思いますし、今回の孤独・孤立対策がそれに、要は盾になっているといいますか、これを壊していくには相当な覚悟が要するんですけど、意外と簡単かもしれませんよ。やり方によってはね。我々のことですからね、生活のことですから。

先ほど冒頭にも言いましたが、約40%の人が孤立を感じるということの調査も出ていました。これは言えば2人に1人弱、そういう思いでいらっしゃる。高齢者じゃなくても、障がい者じゃなくても、また子供さんでなくても、今社会の中でそういう不満を抱いている人がたくさんいる。そういう人たちと何とかよくしていこうという意味合いで共有できれば、きっとよくなっていくと思う。

そういうリーダーシップを安藤市長にはしっかりお願いして、今日は、後発になりましたけど地域福祉計画を策定していく、その上で重層的支援事業も進めていくという前向きな市の取組をお聞きすることができましたので、今回、来年施行される孤独・孤立対策について

も市としても一つの形をつくれたなど、そういうふうに思いますので、ぜひしっかりしていただき、先ほど市長がおっしゃった思いやりがお互いにあふれて、つながりのある弥富市、地域をつくっていただくことを切にお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（平野広行君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 47 分 散会

本会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典